公衆衛生活動のあゆみ

令和７年度

～第４９巻～

所沢市健康推進部
所沢市こども未来部

目　　次

第１章　所沢市の概況

第１節　沿革 ---------- 1
第２節　人口の推移 ---------- 5
第３節　人口動態総覧 ---------- 6
第４節　関係部署組織図 ---------- 7
第５節　関係部署人員 ---------- 8
第６節　事務分掌 ---------- 9

第２章　保健医療事業

事業一覧表 ---------- 10
第１節　所沢市保健医療計画推進事業 ---------- 11
第２節　助成金交付事業 ---------- 15
第３節　献血事業 ---------- 17
第４節　初期救急医療体制 ---------- 18
第５節　第二次救急医療体制 ---------- 19
第６節　歯科診療所事業（所沢市歯科診療所あおぞら） ---------- 21
第７節　難病対策事業 ---------- 22
第８節　施術所の開設・廃止等の届出受理業務 ---------- 23
第９節　感染症対策に関する主な取り組み ---------- 23
第１０節　所沢市保健所整備事業 ---------- 24

第３章　健康管理事業

事業一覧表 ---------- 25
第１節　各種予防接種事業 ---------- 26
第２節　健康診査 ---------- 33
第３節　精神保健事業 ---------- 49

第４章　母子保健事業

事業一覧表 ---------- 54
第１節　妊娠届・妊産婦健康診査 ---------- 55
第２節　こども家庭センターでの利用者支援事業 ---------- 59
第３節　未熟児養育医療給付事業 ---------- 61
第４節　訪問指導 ---------- 62
第５節　乳幼児健康診査 ---------- 65
第６節　健康教育 ---------- 77
第７節　全乳幼児健康相談 ---------- 83
第８節　歯科保健 ---------- 86
第９節　児童虐待予防に関する家庭支援 ---------- 89
第１０節　母子保健地区組織活動育成事業 ---------- 90

第５章　成人保健事業

事業一覧表 ---------- 92
第１節　健康教育 ---------- 93
第２節　健康相談 ---------- 103
第３節　依頼教育 ---------- 105
第４節　訪問指導 ---------- 107
第５節　トコトコ健幸マイレージ事業 ---------- 108
第６節　歯科保健 ---------- 111
第７節　介護予防 ---------- 113

第1章　所沢市の概況

第1節　沿革

1　所沢市の公衆衛生活動の沿革（令和8年3月31日現在）

所沢市は、航空発祥の地として知られていますが、「保健所発祥の地」でもあります。

日本の保健所は、昭和１２年に東京・京橋の「都市保健館」、所沢町（現在のくすのき台一丁目）の「農村保健館」に始まります。その後、農村保健館は昭和１６年に「所沢保健所」と改称し、新築移転を経てけやき台にありましたが、平成２２年に狭山市に移転、「狭山保健所」と改称して現在に至っています。

本市の市制は、昭和２５年に施行され１０月１日現在で８，２７７世帯、人口は４２，５５９人でした。

その後、経済の高度成長化に伴い、昭和３０年代には新所沢地区に住宅団地が建設されるなど急速に都市化が進行しました。

昭和４６年に米軍基地の一部が返還され、返還地に防衛医科大学校病院、国立障害者リハビリテーションセンター、航空記念公園、市役所等が建設され、本市の中心的な地域となりました。このころ人口は１３万人を超え、市制施行当時から２０年余で３倍以上になっています。さらに２０年余経った平成元年には人口３０万人に到達しています。

平成１０年には、上安松に所沢市保健センターを開設しました。こどもからお年寄りまですべての市民が、健康で生きがいのある生活を続けることができるように、乳幼児の健康診査や健康教室、がん検診、健康相談などを実施し、本市の公衆衛生活動の拠点として市民に親しまれています。センター内には、歯科診療所あおぞらや、訪問看護ステーション等を併設しており、保健・福祉・医療３つの分野にわたるサービスを提供しています。

平成２３年に航空発祥１００周年、令和２年には市制７０周年を迎え、人口３４万人を擁する、県南西部地域の中核的な都市として発展を続けています。

また、国民健康保険の医療費の適正化に向け、平成２９年度から、所沢市医師会・所沢市薬剤師会・明治薬科大学と連携し、かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進に向けた取組を開始しました。

さらに、令和１２年４月の中核市移行に向け、地域の保健衛生分野の中心拠点として、新たに保健所の整備を進めています。

【 母子保健 】

昭和３０年代における都市化の進行に合わせて、第２次ベビーブームの到来により出生児が急増したことから、こどもの健やかな成長につながる取組みが求められました。

本市の母子保健事業は、昭和３０年代から母親学級を実施していましたが、昭和４０年度に保健所が３歳児健康診査を開始し、昭和５３年度には本市が１歳６か月児、昭和５４年度に３か月児の健康診査を開始しています。

平成元年に国の合計特殊出生率が１．５７となり少子化が深刻化し、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等が社会的な課題とされるようになると、地域社会と家族のつながりから母子保健のあり方が問われるようになりました。

より地域に密着した細かな対応が求められ、平成７年度に新生児・妊産婦訪問指導を開始、平成９年度には保健所のほとんどの母子保健事業が市に移譲されました。

さらに、児童虐待防止の面からも母子保健の重要性が高まっており、訪問指導による母親の心理的サポートやハイリスク家庭の状況把握などにも取り組んでいます。

また、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、小児に対して各種ワクチンの予防接種を実施しています。

令和６年度には、児童福祉法の改正により母子保健機能と児童福祉機能の一部を統合した「所沢市こども家庭センター」を新設しました。

【 成人保健 】

国は、昭和５３年から国民健康づくり対策を開始し、第１次国民健康づくり対策では、健康づくりの３要素として「栄養、運動、休養」を示しました。

その後、平成１２年からの第３次国民健康づくり対策では、「２１世紀における国民健康づくり運動」（健康日本２１）として、一次予防の重視と健康寿命の延伸、生活の質の向上が示され、メタボリックシンドロームに着目した取組等が進められました。

平成２５年からの健康日本２１（第二次)）では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、個人の生活習慣の改善と併せて社会環境を改善する必要性が示され、さらに令和６年からの健康日本２１（第三次）では、誰一人取り残さない健康づくりを推進するため、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの必要性も示されました。

また、平成１４年に健康増進法が制定され、平成１７年には介護保険法の改正、食育基本法の制定、平成２０年に老人保健法が廃止、平成２３年に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されるなど、保健事業の仕組みが大きく変わってきています。

本市では、こうした動きを受けて平成１８年に健康日本２１所沢市計画（健康ところ２１）を策定、平成２３年に所沢市食育推進計画を策定するとともに、平成２６年３月には、「所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定されました。

平成２８年には、これらの計画を包含した所沢市保健医療計画が策定され、令和２年からは、第２次保健医療計画に基づき、健康教育や健康相談、訪問指導、リハビリ事業に加え、歩くことにより健康づくりを推進する「トコトコ健幸マイレージ事業」も推進し、より効果的な健康増進事業の実施に取り組んでいます。

また、がん検診をはじめとした各種検診によって早期発見・早期治療につなげる取組みや、予防接種による疾病等の予防にも取り組んでいます。

また、平成１４年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が一部改正され、埼玉県から一部業務が移管されたことを受け、精神保健事業を開始しました。平成２５年には「こころの健康支援室」を設置し、サロンやつどい事業、講座等を通じたこころの健康支援の充実を図るとともに、うつ病や思春期の悩み等に起因する自殺防止対策に取り組んでいます。

さらに、平成２７年１０月には、重い精神障害者が地域生活を維持継続していくための支援として精神障害者アウトリーチ支援事業を開始するなど、社会情勢の変化に伴い生じている新たな課題への対応も行っています。

【 地域医療・救急医療 】

昭和４０年度に民生経済部衛生課から病院課が分離し、市立病院を設置しました。

昭和５１年度に所沢市市民医療センターが運営を開始。平成１１年４月からは小児夜間急患診療を開始しました。また、平成２５年度に在宅療養支援病院の認可を受け、紹介入院患者の受入など在宅医療の後方支援を担っています。

救急医療では、昭和４２年から所沢市医師会によって祝休日の当番医療が開始され、昭和５９年度から市の委託事業として実施しています。

昭和５５年５月には、所沢市、入間市、狭山市の３市における第二次救急病院輪番制が開始しました。

平成２４年に西埼玉中央病院のＮＩＣＵが休止した際には、埼玉県西部保健医療圏域５市（所沢市、入間市、狭山市、飯能市、日高市）によって、早期再開を求める緊急要望書を提出するなど、地域の救急医療体制の確保に努めています。

平成２８年２月には、西埼玉中央病院のＮＩＣＵの休止が３年以上続いていることから、埼玉県西部保健医療圏域５市（所沢市、入間市、狭山市、飯能市、日高市）並びに４医師会（所沢市、飯能地区、狭山市、入間地区）連名でＮＩＣＵ再開に向けた「新生児専門医の派遣等に係る要望書」を提出しました。

なお、西埼玉中央病院については、平成３０年７月からＮＩＣＵ（３床）を再開しました。

今後も、「所沢市保健医療計画」に基づき安心して医療が受けられる医療提供体制の整備を図っていく必要があります。

【 これからの公衆衛生活動 】

医療及び介護保険制度の改正など、国全体の保健・福祉・医療の体制が変化していく中、本市の保健事業においても、保健医療関係団体・医療機関・教育機関・関係行政機関・事業所等と連携して対応していく必要があります。

一方、地域においては、地区担当による個々の健康問題の把握と支援にとどまらず地域の健康課題を総合的に捉えて、その解決に向けて地域の住民や組織同士をつなぎ、住民の主体的な活動の支援に努めていく必要があります。

こうしたことを踏まえながら、“健幸（けんこう）長寿のまちづくり”の実現を目指し、市民のさらなる健康増進と健康保持の実現のため「所沢市保健医療計画」に掲げられた目標指標や「今後の市の方向性」の実現を図っていくことが必要です。

２　組織沿革

昭和２５年１１月３日	市制施行とともに課制を導入。 厚生課が設置され、環境衛生及び予防衛生業務を所管した。
昭和３４年１０月	厚生課から衛生課が独立。
昭和３６年　５月	係制導入。環境衛生係、予防衛生係を設置。
昭和３８年　７月	部制導入。民生経済部衛生課となる。 ・環境衛生係（と畜場、火葬場)、予防衛生係、病院係
昭和４０年　４月	病院係が病院課として分離し、市立病院となる。
昭和４２年　３月	火葬場を改築。防煙防臭焼屍炉３基を設置。
昭和４３年　７月	衛生経済部衛生課となる。
昭和４７年　４月	生活環境部衛生課となる。
昭和４８年　７月	国民保険年金課から保健婦５名が異動し、保健指導係を新設。
昭和５２年　７月	と畜場が、民間運営に移行する。
昭和５４年　４月	環境衛生係が分離し、環境整備課に編入。 保健予防課となる。 ・予防衛生係、保健指導係
昭和６２年　４月	環境衛生課から衛生係が移管。保健衛生課となる。
平成　３年　４月	衛生係が分離し、環境管理課に編入 環境部保健予防課となる。
平成　６年　４月	保健福祉部健康推進課となる。 ・健康対策係、母子保健係、成人保健係
平成１０年　４月	保健センター設置。健康総務課を新設。 健康推進課、健康総務課の２課体制となる。
平成１０年　５月	保健センターオープン。
平成１２年　４月	母子保健課、成人保健課となる。
平成１４年　４月	成人保健課に、精神保健の相談に関する業務が加わる。
平成２５年　４月	保健福祉部から保健業務を分離。健康推進部を新設。 本庁舎に保健医療課、保健センターに健康管理課（こころの健康支援室)、健康づくり支援課の３課１室体制となる。
平成２７年　４月	健康推進部に国民健康保険課が加わり、４課１室体制となる。
令和　３年　２月	健康管理課内に新型コロナワクチン対策室が新設され、４課２室体制となる。
令和　６年　４月	健康管理課内の新型コロナワクチン対策室が廃止され、４課１室体制となる。 健康づくり支援課から母子保健部門を分離。 保健センター内に母子保健部門と児童福祉部門の一部を所管する「所沢市こども家庭センター」（こども未来部)が新設される。
令和　７年　４月	保健医療課内に保健所準備室が新設され、４課２室体制となる。

第2節　人口の推移

（単位：人）

年次	面積（k㎡）	世帯数	人口			前年度比	人口密度（人/k㎡）	一世帯平均人員
			総数	男	女			
昭　60	71.84	85,838	273,212	138,090	135,122	115.53%	3,803	3.2
平　2	72.01	100,512	303,047	153,324	149,723	110.92%	4,208	3.0
5	72.00	110,641	313,841	159,084	154,757	101.24%	4,359	2.8
9	71.99	119,788	325,401	163,959	161,442	100.77%	4,520	2.7
10	71.99	120,463	326,405	164,449	161,956	100.30%	4,534	2.7
11	71.99	124,043	327,718	165,002	162,716	100.40%	4,552	2.6
12	71.99	126,869	330,659	166,347	164,312	100.89%	4,593	2.6
13	71.99	129,982	332,427	166,760	165,667	100.53%	4,618	2.6
14	71.99	131,988	335,085	168,361	166,724	100.79%	4,655	2.5
15	71.99	133,930	336,575	169,191	167,384	100.44%	4,675	2.5
16	71.99	135,341	336,767	169,207	167,560	100.05%	4,678	2.5
17	71.99	137,323	338,142	169,609	168,533	100.40%	4,697	2.5
18	71.99	139,190	339,322	170,219	169,103	100.34%	4,713	2.4
19	71.99	141,027	340,430	170,610	169,820	100.32%	4,729	2.4
20	71.99	143,075	341,112	170,711	170,401	100.20%	4,738	2.4
21	71.99	144,975	341,747	170,942	170,805	100.18%	4,747	2.4
22	71.99	146,866	342,687	171,126	171,561	100.27%	4,760	2.3
23	71.99	148,052	342,938	171,129	171,809	100.07%	4,764	2.3
24	71.99	149,453	343,041	170,840	172,201	100.03%	4,765	2.3
25	71.99	150,684	343,234	170,796	172,438	100.06%	4,768	2.3
26	72.11	151,995	342,814	170,573	172,241	99.88%	4,754	2.3
27	72.11	153,602	343,293	170,802	172,491	100.14%	4,761	2.2
28	72.11	155,692	344,017	170,971	173,046	100.21%	4,771	2.2
29	72.11	157,254	344,002	170,792	173,210	100.00%	4,771	2.2
30	72.11	159,353	344,388	170,743	173,645	100.11%	4,776	2.2
令　元	72.11	161,387	344,331	170,573	173,758	99.98%	4,775	2.1
2	72.11	163,368	344,317	170,516	173,801	100.00%	4,775	2.1
3	72.11	164,989	343,867	170,077	173,790	99.87%	4,769	2.1
4	72.11	167,226	344,253	169,942	174,311	100.11%	4,774	2.1
5	72.11	168,687	343,726	169,625	174,101	99.85%	4,767	2.0
6	72.11	170,251	342,620	168,916	173,704	99.68%	4,751	2.0
7	72.11	172,471	342,615	168,719	173,896	100.00%	4,751	2.0

※　平成２年より･･･所沢市異動人口調書による（毎年９月末日現在）
※　前年度比･･･上段年次との比較

第3節　人口動態総覧

【 令和5年 】　　（単位：人）

	全国		埼玉県		所沢市	
	実数	率	実数	率	実数	率
出生	727,288	6.0	42,108	5.9	1,891	5.5
死亡	1,576,016	13.0	83,597	11.8	3,802	11.1
自然増減	△848,728	△7.0	△41,489	△5.8	△1,911	△5.6
婚姻	474,741	3.9	27,531	3.9	1,278	3.7
離婚	183,814	1.52	10,697	1.50	513	1.50

		全国		埼玉県		所沢市	
		実数	率	実数	率	実数	率
乳児死亡		1,326	1.8	69	1.6	7	3.7
新生児死亡		600	0.8	35	0.8	4	2.1
死産	総数	15,534	20.9	955	22.2	36	18.7
	自然死産	7,152	9.6	367	8.5	12	6.2
	人工死産	8,382	11.3	588	13.7	24	12.5
周産期死亡	総数	2,404	3.3	135	3.2	8	4.2
	満22週以後	1,943	2.7	104	2.5	6	3.2
	早期新生児	461	0.6	31	0.7	2	1.1

【 令和6年 】　　（単位：人）

	全国		埼玉県		所沢市	
	実数	率	実数	率	実数	率
出生	686,173	5.7	39,956	5.6	1,829	5.4
死亡	1,605,378	13.3	86,383	12.2	3,881	11.4
自然増減	△919,205	△7.6	△46,427	△6.6	△2,052	△6.0
婚姻	485,092	4.0	28,250	4.0	1,277	3.7
離婚	185,904	1.55	10,562	1.49	482	1.41

		全国		埼玉県		所沢市	
		実数	率	実数	率	実数	率
乳児死亡		1,266	1.8	57	1.4	1	0.5
新生児死亡		637	0.9	21	0.5	-	-
死産	総数	15,323	21.8	1,005	24.5	36	19.3
	自然死産	6,849	9.8	427	10.4	14	7.5
	人工死産	8,474	12.1	578	14.1	22	11.8
周産期死亡	総数	2,285	3.3	139	3.5	6	3.3
	満22週以後	1,800	2.6	124	3.1	6	3.3
	早期新生児	485	0.7	125	0.4	-	-

※　「埼玉県の人口動態概況」から
（率については、人口千対）

第4節　関係部署組織図

【 健康推進部 】

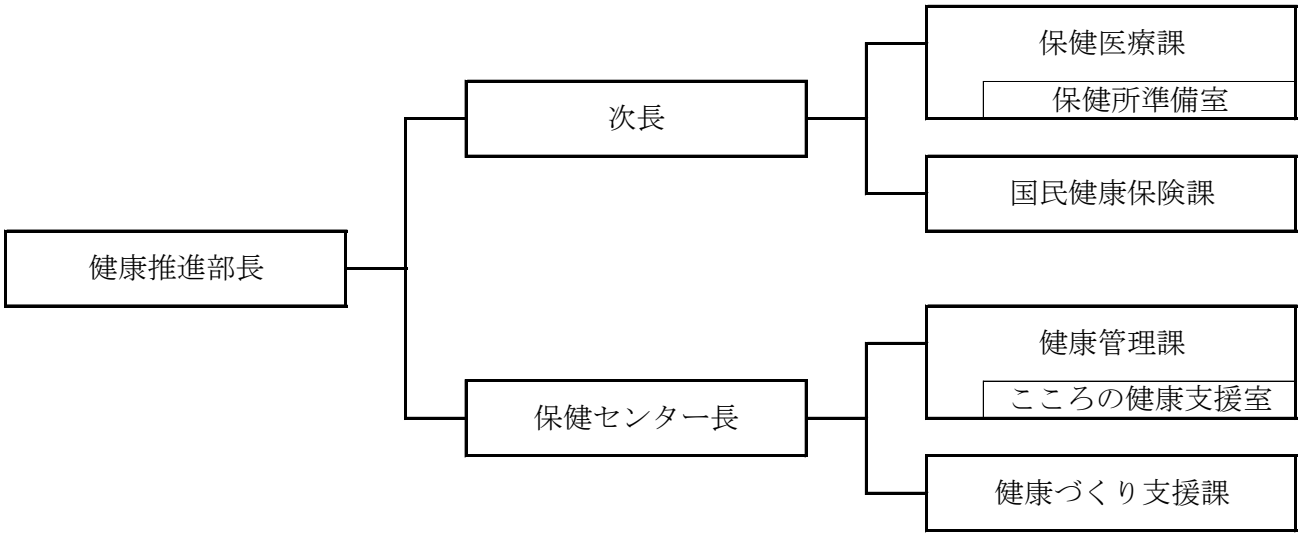

【 こども未来部 】

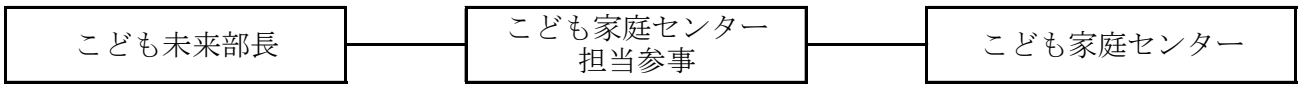

第5節　関係部署人員

【 健康推進部 】

（令和７年４月１日現在）

	部長	次長・センター長	事務職	保健師	栄養士	歯科衛生士	理学療法士	精神保健福祉士	放射線技師	技師（建築）	計
健康推進部	1	1									2
保健医療課			1								1
総務(兼健康啓発)グループ			3	1							4
地域医療推進グループ			3								3
保健所準備室			3							1	4
（保健医療課　小計）			10	1						1	12
国民健康保険課			1								1
国保給付グループ			12								12
国保保健事業グループ			4	2							6
国保資格グループ			7								7
後期高齢者医療制度グループ			11	2							13
（国民健康保険課　小計）			35	4							39
保健センター		1									1
健康管理課			1					2			3
総務グループ			3								3
予防グループ			4								4
施設・検診グループ			6						1		7
こころの健康支援室			3					9			12
（健康管理課　小計）			17					11	1		29
健康づくり支援課			1	1							2
総務グループ			4								4
保健グループ				6			1				7
栄養・歯科グループ			1		2	1					4
（健康づくり支援課　小計）			6	7	2	1	1				17
計	1	2	68	12	2	1	1	11	1	1	100

【 こども未来部 】

（令和７年４月１日現在）

	部長	次長	事務職	保健師	栄養士	歯科衛生士	理学療法士	精神保健福祉士			計
こども未来部	1	1									2
こども家庭センター		1		1							2
総務グループ			6	1							7
地区担当１グループ				10							10
地区担当２グループ				9							9
妊娠・出産グループ				4							4
業務担当グループ				7	(2)	(1)	(1)				7
こども相談グループ			2	6				(2)			8
（こども家庭センター 小計）		1	8	38	(2)	(1)	(1)	(2)			47
計	1	2	8	38							49

※兼務者については、人事発令の主たる所属を実数とし、兼務はカッコ内に計上する。合計数には含めない。

第6節　事務分掌

【　保健医療課　】
１．地域保健医療計画の策定及び推進に関すること。
２．保健事業の調査研究及び企画に関すること。
３．救急医療の充実に関すること。
４．所沢市歯科診療所に関すること。
５．感染症に関すること。
６．新型インフルエンザ等の対策に関すること。
７．あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等の施術所開設の届出に関すること。
８．柔道整復師の施術所開設の届出に関すること。
９．保健、福祉、医療サービスの情報収集及び提供に関すること。

【　保健所準備室　】
１．保健所の設置に関すること。

【　国民健康保険課　】
１．国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。
２．国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。
３．国民健康保険税の賦課に関すること。
４．国民健康保険の療養給付及び療養費の支給に関すること。
５．国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。
６．国民健康保険の保健事業に関すること。
７．後期高齢者医療保険被保険者の資格得喪に関すること。
８．後期高齢者医療保険の各種申請受付に関すること。
９．後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
１０．後期高齢者医療保険の保健事業に関すること。

【　健康管理課　】
１．各種検診に関すること。
２．予防接種に関すること。
３．施設の管理に関すること。
４．所沢市予防接種健康被害調査委員会の庶務に関すること。

【　こころの健康支援室　】
１．精神保健に関すること。
２．精神障害者等の支援に関すること。
３．自殺防止対策に関すること。

【　健康づくり支援課　】
１．健康づくりの推進に関すること。
２．成人保健に関すること。
３．食育の推進に関すること。
４．歯科口腔保健に関すること。

【　こども家庭センター　】
１．児童家庭相談に関すること。
２．児童虐待防止対策に関すること。
３．母子保健に関すること。

第２章　保健医療事業

事業一覧表

※( )はページ数

- 第1節　所沢市保健医療計画推進事業（11）
- 第2節　助成金交付事業(15)
  - 骨髄移植ドナー助成金交付事業(15)
  - がん患者支援事業(16)
- 第3節　献血事業(17)
- 第4節　初期救急医療体制(18)
  - 在宅当番医制事業(18)
  - 小児急患診療(18)
- 第5節　第二次救急医療体制(19)
  - 所沢地区病院群輪番制病院運営事業(19)
  - 所沢地区小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業(20)
- 第6節　歯科診療所事業（所沢市歯科診療所あおぞら）（21）
- 第7節　難病対策事業(22)
- 第8節　施術所の開設・廃止等の届出受理業務(23)
- 第9節　感染症対策に関する主な取り組み（23）
- 第10節 所沢市保健所整備事業(24)

第1節　所沢市保健医療計画推進事業

【 事業目的 】

令和２年３月に策定した「第2次所沢市保健医療計画（令和２年度から令和７年度）」を推進するもの。

基本目標である「市民一人ひとりが、それぞれの置かれている状態の中で、心身の健康を感じながら、地域の中で安心していきいきと暮らせるまち」の実現、さらには「元気でいきいき“健幸（けんこう）長寿のまち”」を目指し、様々な関係団体と協力し互いに連携しながら、安心して医療が受けられる医療提供体制の実現を図る。

【 計画の進行管理 】

年	月日	内容	
		保健医療計画推進委員会	保健医療計画庁内推進会議
4年度	7月12日		第1回庁内推進会議(書面会議) 令和3年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について 第2次保健医療計画に関する取り組みについて
	8月17日	第1回推進委員会(書面会議) 令和3年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について 所沢市市民医療センター再整備について	
	10月18日		第2回庁内推進会議(書面会議) 令和3年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)について
	11月24日	第2回推進委員会 令和3年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)について 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業について(国保)	
	1月5日		第3回庁内推進会議(書面会議) 令和3年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)の確認・確定について
	2月9日	第3回推進委員会(書面会議) 令和3年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)の確認・確定について 所沢市市民医療センター再整備について	
5年度	7月11日		第1回庁内推進会議(書面会議) 令和4年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について
	8月24日	第1回推進委員会 令和4年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について 所沢市市民医療センター再整備基本計画について	
	10月16日		第2回庁内推進会議(書面会議) 令和4年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)について
	11月21日	第2回推進委員会 令和4年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)について 所沢市歯科診療所あおぞらについて	

年	月日	保健医療計画推進委員会	保健医療計画庁内推進会議
5年度	1月4日		第3回庁内推進会議(書面会議) 令和4年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)の確認・確定について
	2月7日	第3回推進委員会 令和4年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)の確認・確定について 所沢市市民医療センター再整備基本計画について	
6年度	7月2日		第1回庁内推進会議 令和5年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について 第3次保健医療計画策定スケジュール等について
	8月5日	第1回推進委員会 令和5年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について 第3次保健医療計画策定スケジュール等について	
	10月18日		第2回庁内推進会議 令和5年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)について 第3次保健医療計画策定に向けた意見聴取等について
	11月12日	第2回推進委員会 令和5年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)について 所沢市保健・医療に関するアンケート調査結果について	
	11月		第3回庁内推進会議(書面会議) 令和5年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)の確認について 所沢市保健・医療に関するアンケート調査結果について
	12月23日	第3回推進委員会 令和5年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(案)の確定について 所沢市保健・医療を取り巻く状況等について 所沢市市民医療センター再整備事業について	
	1月27日		第4回庁内推進会議 第3次保健医療計画策定に向けた意見聴取等について
	2月13日	第4回推進委員会 第3次保健医療計画コンセプト案について 来年度の予定について	
7年度	4月30日		第1回庁内推進会議 所沢市保健医療計画について 第3次保健医療計画骨子案について
	5月26日	第1回推進委員会 第3次所沢市保健医療計画について(諮問) 第3次所沢市保健医療計画骨子案について	

年	月日	保健医療計画推進委員会	保健医療計画庁内推進会議
7年度	7月		第2回庁内推進会議(書面会議) 令和6年度第2次保健医療計画取組状況 評価シート(第1章～第5章)(案)について 第3次所沢市保健医療計画　目次案・素案(総論第3章「計画の基本的な考え方」・各論第1章～第3章)の確認について
	8月13日	第2回推進委員会 令和6年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(第1章～第5章)(案)について 第3次所沢市保健医療計画　目次案・素案(総論第3章「計画の基本的な考え方」・各論第1章～第3章)の確認について	
	10月2日		第3回庁内推進会議 令和6年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)の確認について 第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について
	10月23日	第3回推進委員会 令和6年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)の確認について 第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について	
	11月5日		第4回庁内推進会議 令和6年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)の確認について 第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について
	11月26日	第4回推進委員会 令和6年度第2次保健医療計画取組状況評価シート(全章)(案)の確定について 第3次所沢市保健医療計画(素案)の確認について 第3次所沢市保健医療計画答申書(案)について 所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画について	
	12月25日 ～1月26日	パブリックコメント手続きによる意見募集を実施	
	2月		第5回庁内推進会議(書面会議) 第3次所沢市保健医療計画(素案)パブリックコメント実施結果及び対応について
	2月9日	第5回推進委員会 第3次所沢市保健医療計画(素案)パブリックコメント実施結果及び対応について 第3次所沢市保健医療計画答申書(案)について 所沢市市民医療センター再整備事業について	
		所沢市保健医療計画推進委員会から市長へ答申書の提出	
	3月	第3次所沢市保健医療計画の策定(計画期間:令和8年度～令和11年度)	

【 計画の位置づけ 】

保健医療計画は、「所沢市総合計画」を上位計画とし、本市が目指す将来都市像を実現するための個別計画として位置付けている。

これまでの「所沢市健康増進計画（健康日本２１所沢市計画）」、「所沢市食育推進計画（所沢市食育プラン）」及び「所沢市母子保健計画」を包含した計画とし、そのほか市の関連する個別計画や国・県の関連計画などとの整合を図っている。

【 計画期間 】
令和２年度～令和７年度（第２次計画：６年間）

【 計画の基本目標 】
「市民一人ひとりが、それぞれのおかれている状態の中で、心身の健康を感じながら、地域の中で安心していきいきと暮らせるまち」

【 計画の目標 】

章	節	小項目
第１章 健康の保持・増進	第１節 健康づくり	(1)身体活動・運動・休養 (2)飲酒・喫煙 (3)生活習慣病予防（がん・高血圧・糖尿病等）
	第２節 母と子の健康	(1)子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり (2)切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (3)思春期の子どもたちのこころとからだの健やかな成長のための支援
	第３節 栄養・食生活	(1)適正体重を維持するための知識の普及 (2)朝食を意識したバランスのよい食生活の普及 (3)次世代に伝えたい食文化 (4)共食の推進
	第４節 歯・口腔の健康	(1)歯と口の健康意識の向上 (2)口腔内疾病の予防 (3)口腔機能の維持及び向上
	第５節 予防接種	(1)予防接種に関する知識の普及 (2)予防接種接種率の向上
第２章 早期発見・支援	第１節 生活習慣病対策	(1)がん (2)脳卒中・心筋梗塞 (3)糖尿病
	第２節 精神疾患	(1)認知症 (2)うつ病・統合失調症等
	第３節 自殺対策	(1)市民一人ひとりの気づきと見守り (2)相談支援 (3)生きることへの支援の充実 (4)こころの健康づくり
第３章 医療提供体制	第１節 小児医療・周産期医療	(1)小児救急医療（初期・二次） (2)周産期医療充実のための関係機関との連携
	第２節 救急医療	(1)初期救急医療体制 (2)第二次救急医療体制
	第３節 地域医療	(1)地域医療の充実 (2)在宅医療の推進 (3)リハビリテーション
第４章 市の公立医療機関の役割	第１節 所沢市市民医療センター	(1)地域医療・在宅医療への対応 (2)小児急患診療 (3)健診事業
	第２節 所沢市歯科診療所あおぞら	(1)所沢市歯科診療所あおぞら
第５章 健康危機管理	第１節 感染症対策	(1)国・県等の取り組みの情報収集・情報提供 (2)新型インフルエンザ等対応
	第２節 災害時医療	(1)地域防災計画に基づく対応 (2)災害時の保健活動
第６章 計画の円滑な推進	第１節　保健・医療・介護・福祉の連携	
	第２節　計画の推進体制と進行管理	

第2節　助成金交付事業

1　骨髄移植ドナー助成金交付事業

【 目　　的 】
骨髄・末梢血幹細胞の移植及びドナー登録の推進を図るため、助成金交付事業を実施

【 助成対象 】
1 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した方または提供に係る最終同意を行った後にその提供が中止された方
2 他の助成金等の交付（ドナー休暇含む）を受けていない方
ただし、所属する企業・団体等で部分的なドナー休暇制度を設けている場合は、休暇対象外の部分についてのみ助成対象となる
3 骨髄・末梢血幹細胞の提供時（最終同意を行った後に提供が中止された方においては、中止された時）に所沢市に住所を有する方

【 助 成 額 】
骨髄・末梢血幹細胞の提供に要した日数に対し、１日あたり２万円を助成
ただし、１回の提供につき７日を上限とする

【 実　　績 】　（令和７年度）
（単位：人）

	所沢市	埼玉県内（所沢市除く）
骨髄・末梢血幹細胞提供者数	5	68
助成金交付者数	3	49

２ がん患者支援事業

【 目　　的 】

がん患者に対し、外見の変化をケアする用品の購入費用、在宅療養費用等の一部を助成することにより、がん患者やその家族の生活の質の向上及び心理的・経済的負担の軽減を図るため助成金交付事業を実施

【 助成対象 】

１ がん治療に伴う外見上の変化に対するケア用品の購入費用の助成（アピアランスケア支援）

- 市内に住所を有する方
- がんと診断され、がんの治療を受けた方又は現に受けている方であって、アピアランスケア用品を必要とする方
- 市税等の滞納がない方

２ 若年成人世代の終末期がん患者に対する在宅療養費用の助成（ターミナルケア支援）

- 市内に住所を有する若年成人世代の方
- がん患者（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した方に限る。）である方
- 自宅での療養生活において支援及び介護雄必要としている方
- 市税等の滞納がない方

【 助 成 額 】

１ アピアランスケア支援

- ウィッグ等（頭皮保護用ネット、ウィッグ付き帽子等）：上限10,000円
- 補整具等（補整下着、人工乳房等）：上限10,000円

２ ターミナルケア支援

- 訪問介護、訪問入浴介護の利用等：1月当たり上限72,000円
- 特定福祉用具の購入：上限90,000円
- 主治医による意見書の作成：上限5,000円

【 実　　績 】　　（令和７年度）

	申請件数(単位：件)	助成金額(単位：円)
アピアランスケア支援（※）	154	1,511,237
うち、ウィッグ等	117	1,156,117
うち、補整具等	37	355,120
ターミナルケア支援	1	34,344

※アピアランスケア支援の両区分の申請者：10人

第3節　献血事業

当市では昭和４６年に所沢市献血推進協議会が組織化され、献血活動の推進に取り組んできたが、活動の場が減少したことにより、平成１９年に休会、平成２２年に廃止となった。現在は埼玉県赤十字血液センターによって、事業所、学校等で通年実施されている。

【 実　　績 】　（令和７年度）

（単位：人）

実施回数	受付数	採血数	200ml	400ml
57 回	1,706	1,406	225	1,181

第4節　初期救急医療体制

1　在宅当番医制事業

【 目　　的 】

一般の医療機関が診療を行っていない休日及び年末年始における、入院を必要としない軽症の救急患者（初期救急）の医療を確保するため、市内の医療機関が交代で診療を実施している。運営については、所沢市医師会に委託している。

【 実　　績 】

（令和７年度）

実施日数	参加医療機関数	延べ参加医療機関数
73	158	229

2　小児急患診療

【 目　　的 】

平日夜間および休日における小児の救急患者の医療を確保するため、所沢市市民医療センターで、平日(夜間)及び休日(昼間・夜間）に小児科の診療を実施している。

【 概　　要 】

（令和７年度）

事業名	診療受付時間
小児夜間急患診療	月～金曜日　19:30～22:15 土・日曜日・祝休日・年末年始　18:00～20:45
小児深夜帯急患診療	月曜日及び木曜日以外※ 小児夜間急患診療終了後～翌朝7:00
小児科日曜日・休日急患診療	10:00～11:30、14:00～16:30

※月・木曜日が祝休日となる場合、深夜帯急患診療は休診

第5節　第二次救急医療体制

1　所沢地区病院群輪番制病院運営事業

【 目　　的 】

所沢地区（所沢市・狭山市・入間市）における休日及び夜間の入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地区内の複数の病院が交代で診療を実施している。

【 概　　要 】

病院群輪番制参加病院名

医療機関名	担当曜日
西埼玉中央病院	月・木
所沢市市民医療センター	水
所沢中央病院	日・月・土
圏央所沢病院	日・金
所沢第一病院	木
所沢美原総合病院	火・水・木
埼玉西協同病院	土
入間川病院	火・水・土
埼玉石心会病院	日・火・水
至聖病院	金
原田病院	日・金・土
豊岡第一病院	月・火・木

【 実　　績 】　　（令和７年度）

（単位：人）

区　　分		計	内　科	小 児 科	外　科	救急科	そ の 他
患 者 数	入　院	4,706	814	65	956	1,442	1,429
	外　来	10,991	1,879	327	1,697	3,595	3,493
	計	15,697	2,693	392	2,653	5,037	4,922
１当番日あたり平均患者数	入　院	2.87					
	外　来	6.71					
	計	9.59					
当　番　日　数		1,636日					

（単位：人）

区　分	初期救急医療施設から転送			そ　の　他			計
	救 急 車	そ の 他	計	救 急 車	そ の 他	計	
入　院	442	87	529	3,346	831	4,177	4,706
外　来	339	145	484	5,544	4,963	10,507	10,991
計	781	232	1,013	8,890	5,794	14,684	15,697

【 診療時間 】

休日　　日曜日、祝日、休日、年末年始／８：００～１８：００

夜間　　１８：００～翌朝８：００

２ 所沢地区小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業

【 目　　的 】

所沢地区（所沢市・狭山市・入間市）における休日及び夜間の入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するため、地区内の複数の病院（３病院）が交代で診療を実施している。

【 概　　要 】

（令和７年度）

曜　日	診　療　時　間	病　　院　　名
月	18:00～翌朝8:00	西埼玉中央病院※R2.8月～
火	18:00～翌朝8:00	入間川病院
水	18:00～翌朝8:00	入間川病院
木	18:00～翌朝8:00	西埼玉中央病院
金	18:00～翌朝8:00	西埼玉中央病院※R6.4月～
土	18:00～翌朝8:00	西埼玉中央病院※R4.8月～
日	8:00～18:00	第1週　狭山厚生病院
		第2週　西埼玉中央病院※R6.4月～
		第3週　入間川病院
		第4週　西埼玉中央病院※R6.4月～
		第5週　西埼玉中央病院※R6.4月～
	18:00～翌朝8:00	第1週　西埼玉中央病院※R4.8月～
		第2週　西埼玉中央病院※R6.4月～
		第3週　西埼玉中央病院※R4.8月～
		第4週　西埼玉中央病院※R6.4月～
		第5週　西埼玉中央病院※R6.4月～

広域事業のため、他市で診療する場合もある。また、日曜日以外の日において、当番日が国民の祝日、休日、年末年始の休日にあたる場合は、その曜日の夜間を担当する病院が昼間も診療を行うことが原則となる。

【 実　　績 】

（令和７年度）

（単位：人）

区　　分		計	小児科	外科	整形外科	その他
患 者 数	入　院	187	182	0	5	0
	外　来	1,167	1,086	26	39	16
	計	1,354	1,268	26	44	16
１当番日あたり平均患者数	入　院	0.42				
	外　来	2.66				
	計	3.09				
当　番　日　数		438日				

小児科患者の来院方法別内訳　　（単位：人）

区　分	初期救急医療施設から転送			そ　の　他			計
	救 急 車	そ の 他	計	救 急 車	そ の 他	計	
入　院	14	42	56	75	51	126	182
外　来	2	72	74	460	552	1,012	1,086
計	16	114	130	535	603	1,138	1,268

小児科患者の居住地別内訳　　（単位：人）

区　分	所沢市	狭山市	入間市	その他	合計
利用者数	401	474	302	91	1,268

第6節　歯科診療所事業（所沢市歯科診療所あおぞら）

【 目　　的 】

在宅要介護高齢者及び障害児者に対する歯科診療並びに休日において緊急に歯科診療を必要としている者に対する歯科診療を実施している。

【 これまでの経緯 】

平成１０年６月　　保健センター内に「所沢市歯科診療所あおぞら」を開設し、３診療を開始した。

・在宅要介護高齢者歯科診療（固定診療、訪問診療）
・障害児者歯科診療
・休日緊急歯科診療

【 概　　要 】

１ 対象者

〈在宅要介護高齢者歯科診療〉 市内に在住し原則６５歳以上の寝たきり状態の方
〈障害児者歯科診療〉 市内に在住し一般の歯科診療所では診療が困難な障害児者の方
〈休日緊急歯科診療〉 休日に緊急に歯科診療を必要としている方

２ 診療日時

〈在宅要介護高齢者歯科診療〉　日曜日（１２月３０日から翌年の１月３日までは除く。）
診療時間　９：００～１２：３０

〈障害児者歯科診療〉　日曜日・木曜日（１２月３０日から翌年の１月３日までは除く。）
診療時間　９：００～１２：３０

〈休日緊急歯科診療〉　日曜日（１月１日を除く。）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（１月１日を除く。）並びに１２月３０日、１２月３１日、 翌年の１月２日及び１月３日
診療時間　９：００～１１：３０

【 実　　績 】　（令和７年度）

（単位：日数／日・延人数／人）

科目／月	休日歯科診療		日曜日					木曜日		計	
	日数	延人数	日数	高齢者	障害児者	日数	高齢者訪問	日数	障害児者	日数	延人数
4月	5	11	4	13	6	0	0	4	48	13	78
5月	7	47	4	10	5	1	1	5	60	17	123
6月	5	13	5	15	10	0	0	4	43	14	81
7月	5	17	4	11	5	1	1	5	55	15	89
8月	6	32	4	8	5	1	1	3	35	14	81
9月	6	15	4	8	7	0	0	4	53	14	83
10月	5	12	4	7	5	1	1	5	60	15	85
11月	7	18	5	16	6	0	0	4	40	16	80
12月	6	78	4	8	6	1	1	4	39	15	132
1月	7	61	3	7	5	1	1	4	45	15	119
2月	6	11	4	5	4	1	1	4	45	15	66
3月	6	18	5	17	10	2	2	4	47	17	94
計	71	333	50	125	74	9	9	50	570	180	1,111

第7節　難病対策事業

指定難病等医療給付･小児慢性特定疾病医療給付新規申請受付

【 目　　的 】

平成２２年４月１日、埼玉県の保健所統廃合により、所沢保健所が廃止され業務が狭山保健所に移転した。

これによる市民に対する保健衛生サービスの低下を招かないようにするため、所沢保健所と協議を重ね、特定疾患医療給付及び小児慢性特定疾患医療給付の新規申請受付事務を受託し、保健センター成人保健課で行うようになった。さらに平成２５年７月より、保健センター健康管理課（旧成人保健課）だけでなく、市役所本庁舎内の保健医療課においても事務の受託を開始し、申請のしやすい環境を整備した。平成２７年１月からは、法改正により制度が指定難病等医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付と改められ、対象疾病が拡大された。

【 根拠法令 】

特定疾患医療給付：難病対策要綱（昭和４７年１０月厚生省）
小児慢性特定疾患医療給付：児童福祉法

※平成２７年１月より
指定難病等医療給付：難病の患者に対する医療等に関する法律
　　難病対策要綱（昭和４７年１０月厚生省）
小児慢性特定疾病医療給付：児童福祉法

【 概　　要 】

市内在住者による、指定難病等医療給付及び小児慢性特定疾病医療給付の新規受付に限り受託するもの。

継続及び他県転入などは従前どおり狭山保健所で取り扱う。受け付けた申請書等の書類については、簡易書留による郵送もしくは持参により狭山保健所担当に進達する。

【 対　　象 】

市内在住者

【 実　　績 】

令和８年３月末現在の受付件数　（単位：件）

	所沢市受付分	狭山保健所受付分	合計	所沢市処理率
指定難病等医療給付新規申請	433	92	525	82.5%
小児慢性特定疾病医療給付新規申請	33	9	42	78.6%
合計	466	101	567	82.2%

所沢市の新規申請件数（所沢市受付分）　（単位：件）

	R6	R5	R4	R3	R2
指定難病等医療給付新規申請	377	351	339	315	259
小児慢性特定疾病医療給付新規申請	22	31	35	46	29
合計	399	382	374	361	288

第8節　施術所の開設･廃止等の届出受理業務

【 目　　的 】

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づき施術所の開設、廃止届及び施術所の設備構造等が適正であるかを検査する業務、また出張業務を行う者の届出受理業務。

※参考　令和８年３月末現在施術所等数

施術所数：３８５件、出張業務者数２８２人

【 実　　績 】　（令和７年度）

業　種	届出内容				出張		滞在
	開設	変更	廃止	再開	開始	廃止	
あん摩マッサージ師等	19件	58件	14件	0件	12件	3件	0件
柔道整復師等	10件	50件	8件	0件			

第9節　感染症対策に関する主な取り組み

【 目　　的 】

感染症のまん延防止

【 根拠法令 】

新型インフルエンザ等対策特別措置法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【 概　　要 】

令和２年３月に市内で新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された以降、新型コロナウイルス感染症は、複数回の感染拡大と収束の波を経て、令和５年５月８日に、感染症法上の類型が２類相当から、５類へと見直された。この新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、平時より感染症の発生動向を把握し、感染症流行警報及び注意報発令時に迅速に注意喚起を行うもの。

【 実　　績 】　（単位：回）

注意喚起回数	4
感染症流行警報及び注意報発令回数	4

第10節　所沢市保健所整備事業

【 目　　的 】
　令和１２年４月の中核市移行に向け、地域の保健衛生分野の中心拠点として、新たに保健所を整備するものである。

【 根拠法令 】
地域保健法

【 概　　要 】
　令和７年度は、令和６年度に引き続き所沢市保健所設置検討委員会を開催し、所沢市保健所設置基本計画を策定した。また、保健所建設用地の地質調査及び用地測量を実施した。
　あわせて、所沢市保健所整備コンストラクション・マネジメント業務を委託し、所沢市保健所整備基本設計業務委託事業者の選定を行った。

【 実　　績 】
令和６年度　・保健所建設用地地歴調査
　　・所沢市保健所設置検討委員会開催（１回）
令和７年度　・所沢市保健所設置検討委員会開催（３回）
　　・保健所設置基本計画策定
　　・保健所建設用地地質調査、用地測量

第３章　健康管理事業

事業一覧表

※( )はページ数

- 第1節　各種予防接種事業(26)
  - 小児予防接種事業(27)
  - 成人予防接種事業(31)
- 第2節　健康診査(33)
  - がん検診(33)
  - 骨粗しょう症検診(42)
  - 成人歯科検診(44)
  - 結核検診(46)
  - 健康診査（生活保護受給者等）(47)
  - 肝炎ウイルス検診（48）
- 第3節　精神保健事業(49)
  - 精神保健福祉に関する相談・訪問事業(49)
  - 精神保健専門相談事業(49)
  - 当事者と家族を対象としたつどい(50)
  - 普及啓発事業(50)
  - 精神障害者等緊急一時保護事業（51）
  - 自殺防止対策(51)
  - 障害福祉サービスの支給決定(52)
  - 自立支援医療費（精神通院）支給認定制度及び精神障害者保健福祉手帳申請受付(53)
  - 所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業(53)

第1節　各種予防接種事業

【 目　　的 】
伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防ぐため

【 根拠法令 】
予防接種法

【 沿　　革 】

昭和６０年		日本脳炎 開始
平成　元年		MMR※ 開始　※麻しん、風しん、おたふくかぜの混合
平成　２年		日本脳炎 小４開始
平成　５年		MMR 中止
平成　６年		日本脳炎 中２開始
	１０月	予防接種法改正（義務規定から努力規定、集団接種から個別接種へ）
平成　７年	１月	二種混合※ 開始　※二種混合…ジフテリア、破傷風
	４月	三種混合※ 個別接種化　三種混合…ジフテリア、破傷風、百日咳
平成　８年		日本脳炎 個別接種化
平成　９年	４月	風しん 中２個別接種化 二種混合 個別接種化
平成１０年		ポリオとＢＣＧ※を除く全ての予防接種 個別接種化　※結核
平成１３年	１１月	予防接種法改正（対象疾病を１類２類に分類） 高齢者インフルエンザ 開始
平成１７年		ＢＣＧ 対象年齢変更（４歳未満から６か月未満へ）
	５月	日本脳炎 積極的勧奨差し控え
	７月	日本脳炎 中２廃止
平成１８年	４月	麻しん風しん混合（１期２期） 開始
平成１９年	４月	結核予防法廃止 ＢＣＧは予防接種法に規定される
平成２０年	４月	麻しん風しん混合（３期４期） 開始
平成２１年	６月	日本脳炎 新ワクチン（乾燥細胞培養ワクチン）接種開始
平成２２年	４月	日本脳炎 ３歳児の接種勧奨再開
	８月	日本脳炎 特例措置（９～１３歳未満で１期不足分の接種可能となる）
平成２３年	４月	国のワクチン接種緊急促進事業によりヒブ、小児用肺炎球菌、ＨＰＶ※助成事業開始　※子宮頸がん等の原因菌ヒトパピローマウイルスの略 高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業開始
	５月	日本脳炎 特例措置（平成７年６月１日～平成１９年４月１日生まれは２０歳未満まで接種可能となる）
平成２４年	９月	生ポリオワクチン（経口）から不活化ポリオワクチン（皮下注射）に切り替え 個別接種化
	１１月	四種混合※ 定期接種開始　※ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ
平成２５年	４月	麻しん風しん混合（３期４期） 廃止 ヒブ、小児用肺炎球菌、ＨＰＶ 定期接種開始 ＢＣＧ 対象年齢変更（６か月未満から１歳未満へ） 風しんワクチン等予防接種助成事業開始（１０月末まで） 日本脳炎特別措置（平成７年４月２日～平成７年５月３１日生まれを対象者に追加）
	６月	ＨＰＶ 積極的勧奨差し控え
平成２６年	１０月	水痘、成人用肺炎球菌（経過措置含む） 定期接種開始
平成２８年	１０月	Ｂ型肝炎 定期接種開始
令和　元年	４月	国の追加的対策による風しん抗体検査、風しん第５期定期接種を開始（令和４年３月末まで）
	１０月	造血幹細胞移植後の予防接種任意再接種料助成金交付事業開始

令和	２年 ４月	妊娠を希望する女性等に対する風しん任意予防接種接種料助成事業開始
	１０月	ロタウイルス 定期接種開始
令和	３年 ４月	ＢＣＧ 個別接種化
	１１月	ＨＰＶ 接種勧奨再開
令和	４年 ２月	国の追加的対策による風しん抗体検査、風しん第５期定期接種を令和７年３月末まで延長
	４月	ＨＰＶの定期接種を逃した方へのキャッチアップ接種開始（令和７年３月末まで）
	９月	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種料助成事業開始（令和７年３月末まで）
令和	５年 ４月	ＨＰＶ９価 定期接種化 高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌 助成事業開始 三種混合、四種混合、不活化ポリオ 対象年齢変更（接種開始年齢が生後３か月から生後２か月へ）
令和	６年 ３月	成人用肺炎球菌 経過措置終了
	４月	小児用肺炎球菌１５価 定期接種化 五種混合※ 定期接種開始　※ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ、ヒブ
	１０月	小児用肺炎球菌２０価 定期接種化、１３価 定期接種から除外 新型コロナウイルス感染症 定期接種開始
令和	７年 ３月	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種料 助成事業終了 妊娠を希望する女性等に対する風しん任意予防接種接種料 助成事業終了 国の追加的対策による風しん抗体検査事業 終了 麻しん及び風しんの定期予防接種について、第１期及び第２期、第５期の対象者であって、当該ワクチンの偏在等を理由に定期接種期間内に接種できなかった者は、令和９年３月末まで接種期間を延長 ＨＰＶの定期接種を逃した方へのキャッチアップ接種について、キャッチアップ接種期間中に１回以上、当該ワクチンを接種している者は令和８年３月末まで接種期間を延長
	４月	帯状疱疹 定期接種化

1 小児予防接種事業

※小児定期予防接種の接種費は原則、全額公費負担

(1)定期予防接種

《 Ｂ型肝炎 》
対象年齢： １歳未満
接種回数： 初回：２７日以上の間隔をおいて２回
追加：１回目の接種から１３９日以上の間隔をおいて１回
周知方法： 生後２か月の前に個別郵送

《 ロタウイルス 》
対象年齢： 生後６週から生後２４週又は３２週
接種回数： ロタリックス：２７日以上の間隔をおいて２回
ロタテック：２７日以上の間隔をおいて３回
周知方法： 生後２か月の前に個別郵送

※令和２年１０月から定期接種開始

《 小児用肺炎球菌 》
対象年齢： 生後２か月～５歳未満
接種回数： 初回３回、追加１回（接種開始月齢により回数が異なる）
周知方法： 生後２か月の前に個別郵送

《　五種混合　》
対象年齢：　生後２か月～７歳半未満
接種回数：　初回：２０日～５６日の間隔をおいて３回
　　追加：初回接種終了後から６か月～１年半後に１回
周知方法：　生後２か月の前に個別郵送

※令和６年４月から定期接種開始

《　四種混合　》
対象年齢：　生後２か月～７歳半未満
接種回数：　初回：２０日～５６日の間隔をおいて３回
　　追加：初回接種終了後から６か月～１年半後に１回
周知方法：　生後２か月の前に個別郵送

※令和６年度以降、五種混合へ順次切り替え

《　ヒブ　》
対象年齢：　生後２か月～５歳未満
接種回数：　初回３回、追加１回（接種開始月齢により回数が異なる）
周知方法：　生後２か月の前に個別郵送

※令和６年度以降、五種混合へ順次切り替え

《　三種混合　》
対象年齢：　生後２か月～７歳半未満
接種回数：　初回：２０日～５６日の間隔をおいて３回
　　追加：初回接種終了後から６か月～１年半後に１回
周知方法：　希望者に個別郵送

※平成２４年度以降、四種混合へ順次切り替え

《　不活化ポリオ　》
対象年齢：　生後２か月～７歳半未満
接種回数：　初回：２０日～５６日の間隔をおいて３回
　　追加：初回接種終了後から６か月～１年半後に１回
周知方法：　希望者に個別郵送

※平成２４年度以降、四種混合へ順次切り替え

《　ＢＣＧ　》
対象年齢：　１歳未満
接種回数：　１回
周知方法：　生後２か月の前に個別郵送

※令和３年度より、集団接種から個別接種へ切り替え

《　麻しん風しん混合　》
対象年齢：　１期　１歳～２歳未満
　　２期　小学校就学前の１年間
接種回数：　各期１回
周知方法：　１期　生後２か月の前に個別郵送
　　２期　生後２か月の前に個別郵送

※　２期について、令和７年度接種対象者（平成３１年４月２日～令和２年４月１日生まれ）には個別郵送

※　令和６年度に接種対象者であって、当該ワクチンの偏在等を理由に定期接種期間内に接種できなかった者は、令和９年３月末まで接種期間を延長

《　水痘　》
対象年齢：　１歳～３歳未満
接種回数：　６か月～１２か月の間隔をおいて２回
周知方法：　生後２か月の前に個別郵送

《　日本脳炎　》
対象年齢：　１期　生後６か月～７歳半未満
　　２期　９歳～１３歳未満
　　※各期とも、特例措置あり
接種回数：　１期　６日～２８日の間隔をおいて２回、その後概ね１年後に１回
　　２期　１回
周知方法：　１期　生後２か月の前に個別郵送
　　２期　９歳の誕生月に個別郵送

《　二種混合　》
対象年齢：　１１歳～１３歳未満
接種回数：　１回
周知方法：　１１歳の誕生月に個別郵送

《　ＨＰＶ　》
対象年齢：　小学校６年生～高校１年生相当の女子
接種回数：　２回又は３回（接種開始月齢により回数が異なる）
周知方法：　中学１年生の女子へ令和７年６月に個別郵送

《　ＨＰＶ（キャッチアップ接種）　》
対象年齢：　高校２年生相当～平成９年度生まれの女性
接種回数：　２回又は３回（接種開始月齢により回数が異なる）
実施期間：　令和７年４月１日～令和８年３月３１日
周知方法：　広報ところざわ、市ホームページ掲載

※ 接種率は、令和７年度の接種者数／対象年齢の内の未接種者数
※ キャッチアップ接種とは、ＨＰＶワクチンの積極的勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃した方を対象に、あらためて接種の機会を提供するもの。
当初、接種期間は令和４年４月から令和７年３月末までとされていたが、令和６年夏以降のワクチン需要の大幅な増加に伴い、ワクチンが限定出荷された状況等を踏まえ、従来のキャッチアップ接種対象者及び令和７年度に定期接種から外れる者のうち、キャッチアップ接種期間中の３年間に１回でも接種した者は、残りの接種を令和８年３月末までの１年間に限り、定期接種の対象とする経過措置を設けることとなった。

【 実　　績 】　　（単位：件）

予　防　接　種　名	接種件数（接種率）		
	R5	R6	R7
Ｂ型肝炎	5,672(97.3%)	5,413(98.3%)	5,589(99.7%)
ロタウイルス	4,451(96.2%)	4,262(98.0%)	4,379(99.9%)
小児用肺炎球菌	7,759(98.0%)	7,306(97.7%)	7,482(100.0%)
五種混合		5,115(68.0%)	7,488(100.0%)
四種混合	8,259(103.3%)	2,564(34.1%)	481(6.4%)
ヒブ	7,750(97.9%)	2,148(28.7%)	80(1.1%)
三種混合	0(-.--%)	0(-.--%)	2(-.--%)
不活化ポリオ	2(-,--%)	0(-.--%)	3(-.--%)
ＢＣＧ	1,942(100.0%)	1,842(100.4%)	1,831(98.0%)
麻しん風しん混合	4,396(92.4%)	3,980(89.4%)	3,920(93.5%)
水痘	3,920(90.7%)	3,615(88.7%)	3,393(90.1%)
日本脳炎	9,698(101.4%)	9,010(96.1%)	8,364(91.8%)
二種混合	2,293(84.2%)	2,361(87.4%)	2,355(85.8%)
ＨＰＶ	1,905(45.7%)	2,406(58.3%)	1,873(45.8%)
ＨＰＶ（キャッチアップ接種）	2,857(7.4%)	8,207(19.3%)	1,227(4.3%)

※推奨接種年齢を母数に接種率を算定

(2)造血幹細胞移植後の予防接種任意再接種料助成金交付事業

対 象 者：造血幹細胞移植※前に定期接種したものを移植後に任意再接種した、接種日時点で２０歳未満の者

実施期間：令和元年１０月１日開始、平成３１年４月１日以降の任意接種に適用

※血液疾患患者に対し、骨髄内にある赤血球・白血球・血小板のもととなる細胞を移植する治療法。治療の副次的な影響として、移植前の予防接種で取得した免疫が消失する。

【 実　　績 】

項　目　名	R5	R6	R7
申請者数（人）	1	1	0
申請件数（件）	4	6	0

２ 成人予防接種事業

(1)個別予防接種

《　高齢者インフルエンザ　》
対象年齢：　①６５歳以上
　　②６０～６５歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または
　　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
実施期間：　令和７年１０月１日～令和８年１月３１日
周知方法：　広報ところざわ、市ホームページ掲載
接種費用：　自己負担金　１，６５０円
　　（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は無料）

《　新型コロナウイルス感染症　》
対象年齢：　①６５歳以上
　　②６０～６５歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または
　　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
実施期間：　令和７年１０月１日～令和８年３月３１日
周知方法：　広報ところざわ、市ホームページ掲載
接種費用：　自己負担金　１１，５６０円
　　（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は無料）

《　成人用肺炎球菌　》
対象年齢：　①６５歳
　　②６０～６５歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または
　　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
周知方法：　対象者に個別通知
接種費用：　自己負担金　４，８０８円
　　（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は無料）

《　帯状疱疹　》
対象年齢：　①当該年度に６５歳、７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、
　　９５歳、１００歳になる方※
　　②６０～６５歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に
　　障害を有する者
　　※令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの経過措置
　　※令和７年度のみ１００歳以上の方も対象
周知方法：　対象者に個別通知
接種費用：　自己負担金（接種１回あたり）
　　生ワクチン　５，００５円
　　組換えワクチン　計３６，５２０円（１８，２６０円/回）
　　※組み換えワクチンは２回接種
　　（生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は無料）

【 実　　績 】　（単位：件）

予　防　接　種　名	接種件数（接種率）		
	R5	R6	R7
高齢者インフルエンザ	46,029(48.6%)	42,596(44.8%)	44,109(46.3%)
新型コロナウイルス感染症		13,565(14.3%)	4,538(4.8%)
成人用肺炎球菌※1	3,654(17.4%)	795(20.3%)	1,099(28.3%)
帯状疱疹（生ワクチン）			2,544　(※2)
帯状疱疹（組換えワクチン）			5,853　(※2)

※１ 令和５年度までは経過措置対象者の接種も含む
※２ 接種率は生ワクチンの件数と組換えワクチンの延べ件数を合算して、推計２４．５％

(2)風しん追加的対策

《　予防接種　》
対象年齢：　昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日生まれの男性
実施期間：　令和７年４月１日～令和９年３月３１日
周知方法：　対象者に個別通知
接種費用：　無料

※ 当該事業の対象者で、事業が実施されていた令和元年度から令和６年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者のうち、当該ワクチンの偏在等を理由に定期接種期間内に接種できなかった者は、令和９年３月末まで接種期間を延長

【 実　　績 】　（単位：人）

	R5	R6	R7
接　種　者　数	229	167	13

第2節　健康診査

1　がん検診

【 目　　的 】

がんは全国での死因の約３割を占めており、死亡原因第一位が続いている。このため、適切な精度管理のもとがん検診を実施し、早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡を減少させることを目指す。

所沢市のがん死亡数と人口１０万対死亡率（子宮がんについては、女子人口１０万対死亡率）

年度	胃がん		肺がん		大腸がん		乳がん		子宮がん（頸部・体部）	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
R2	100人	29.1	163人	47.4	117人	34.0	48人	14.0	18人	10.4
R3	116人	33.7	180人	52.3	141人	41.0	33人	9.6	18人	10.4
R4	110人	32.0	177人	51.5	141人	41.0	37人	10.8	22人	12.7
R5	94人	27.3	187人	54.4	120人	34.9	49人	14.3	17人	9.8
R6	109人	31.7	176人	51.2	143人	41.6	41人	11.9	20人	11.5

（県保健統計年報より）

【 根拠法令 】

がん対策基本法、健康増進法

【 これまでの経緯 】

昭和３７年度　対がん協会(検診車)により、胃がん検診を開始する。
昭和４５年度　対がん協会(検診車)により、子宮頸がん検診を開始する。
昭和４７年度　対がん協会(検診車)により、乳がん検診を開始する。
昭和５６年度　子宮頸がん検診の個別検診を開始する。
昭和５８年度　前年に老人保健法が全面施行されたことに伴い、胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診を老人保健法に基づく事業として実施する。
平成　元年度　肺がん検診を開始する。
平成　４年度　大腸がん検診を開始する。
平成１０年度　がん検診が老人保健法に基づかない事業と整理され、がん検診に係る経費が一般財源化される。以降、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成１０年３月３１日）に基づきがん検診を実施する。
平成１７年度　子宮頸がん検診の対象年齢を２０歳以上とする。
乳がん検診の対象年齢を４０歳以上とし、すべての受診者に対し視触診とマンモグラフィを併用実施する。また受診間隔を２年度に１回とする。
平成１８年度　子宮頸がん検診の集団検診を終了し、すべて個別検診とする。
平成２０年度　法改正によりがん検診が健康増進法に基づく健康増進事業となる。
平成２１年度　国の補助事業を活用し、乳・子宮頸がん検診の無料クーポン事業を開始する。
平成２２年度　乳がん検診の個別検診を開始する。
平成２３年度　国の補助事業を活用し、大腸がん検診の無料クーポン事業を開始する。
平成２４年度　大腸がん検診の個別検診を開始する。国保特定健診及び後期高齢者医療健診との同時受診を可能とする。
平成２８年度　前立腺がん検診を開始する。国の補助事業を活用した、大腸・乳・子宮頸がん検診の無料クーポン事業を終了する。
平成２９年度　保健センター会場でレディースデー検診を開始する。
令和　元年度　胃がん検診の個別検診（内視鏡）を開始する。
令和　２年度　乳がん検診を、個別検診とバス検診のみとする。
レディースデー検診に代わり「女性受診者のみの日」を開始する。
令和　５年度　子宮頸がん検診のバス検診を開始する。
乳がん検診の内容をマンモグラフィのみとする。
全国健康保険協会 埼玉支部との合同検（健）診を開始する。
令和　６年度　集団検診予約システムの運用を開始。合わせて受診券一括発送を開始する。
令和　７年度　市国保特定健診との合同検（健）診を開始する。

【 検査内容と一部負担金 】　　（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する方は免除）

がん検診		胃がん検診	肺がん検診		大腸がん検診	乳がん検診	子宮頸がん検診	前立腺がん検診
検査内容		X線検査（集団） 内視鏡検査（個別・ドック）	胸部X線検査 喀痰細胞診		便潜血検査	マンモグラフィ	内診 子宮頸部細胞診検査	血液検査
集団	保健センター	1,200円	X線撮影 喀痰細胞診	800円 700円	500円	―	―	―
集団	検診車（バス検診）	1,200円	X線撮影 喀痰細胞診	800円 700円	―	50歳以上撮影2枚 1,000円 40歳代　撮影4枚 1,500円	1,000円	―
個別	市内協力医療機関	2,000円	―		500円	50歳以上撮影2枚 1,000円 40歳代　撮影4枚 1,500円	1,000円	1,000円
ドック	市民医療センター	2,000円	X線撮影 喀痰細胞診	800円 700円	―	撮影4枚　1,500円	1,000円	1,000円

【 実　　績 】　　（単位：人）

検　診　名	対象年齢等	実施方法	会　　場	実施期間	受診者数
胃がん検診	40歳以上 （内視鏡検査は50歳以上で2年に1回）	集　団	保健センター	６月～２月	1,756
			検診車	６月～２月	523
		個　別	市内協力医療機関	５月～２月末日	3,436
		人間ドックオプション	市民医療センター	通年	1,093
肺がん検診	40歳以上	集　団	保健センター	６月～２月	3,118
			検診車	６月～２月	966
		人間ドックオプション	市民医療センター	通年	435
大腸がん検診	40歳以上	集　団	保健センター	６月～３月	3,083
		個　別	市内協力医療機関	５月～２月末日	11,865
乳がん検診	40歳以上の女性 （2年に1回）	集　団	検診車	７月～３月	599
		個　別	市内協力医療機関	５月～２月末日	4,639
		人間ドックオプション	市民医療センター	通年	546
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	集　団	検診車	７月～３月	791
		個　別	市内協力医療機関	５月～２月末日	7,785
		人間ドックオプション	市民医療センター	通年	703
		妊婦検診	市内協力医療機関	通年	1,697
前立腺がん検診	50、55、60、65、70、75、80歳の男性	個　別	市内協力医療機関	５月～２月末日	1,737
		人間ドックオプション	市民医療センター	通年	241

●次頁以降の記載についての注記

・受診率について

①表及び②表の受診率は受診対象者全数をもって算出している。

なお、国の統計における受診率は算定対象年齢（胃がんは５０歳～６９歳、肺・大腸・乳がんが４０歳～６９歳、子宮頸がんが２０歳～６９歳）を区切って算定されていることから、各がん検診のページ内②表の下に国の受診率算定対象年齢における受診率を参考として記載した。

・精密検査受診者数等について

令和７年度各種がん検診の精密検査受診者数及びがん発見数については令和８年６月３０日現在の数字を記載した。

(1)胃がん検診

① 推移

＊対象者数は3月末現在（単位:人）

項目＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数		217,557	218,571	219,453	219,867	220,186
受診者数		4,821	3,843	5,214	6,727	6,808
内訳	バリウム	1,605	1,425	1,645	2,118	2,279
	内視鏡	3,216	2,418	3,569	4,609	4,529
2年連続受診者		849	871	852	941	1,271
受診率		3.1%	3.6%	3.7%	5.0%	5.6%
要精検者数		256	193	220	259	297
要精検率		5.3%	5.0%	4.2%	3.9%	4.4%
精検受診者数		194	162	195	228	241
精検受診率		75.8%	81.9%	88.1%	88.0%	81.1%
がん発見数		6	8	1	1	6
陽性反応的中度		2.3%	4.1%	0.5%	0.4%	2.0%

・受診率=(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)/当該年度対象者数×100
※国が2年に1回の受診を推奨しているため上記の計算式による。
・精検受診者数及び精検受診率…R7年度分を除き、集計時期は検診年度の翌々年。
・陽性反応的中度…精密検査の指示があった者のうち、がんが発見された者の割合を示す。

② 年代別受診者数と受診率

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
対象者数		21,207	23,654	28,393	26,143	22,125	18,453	19,649	60,562	220,186
受診者数		330	292	712	766	931	1,149	1,083	1,545	6,808
内訳	保健センター	234	204	159	170	219	257	237	276	1,756
	検診車	96	88	73	61	70	61	25	49	523
	医療機関			414	452	505	645	596	824	3,436
	医療センター			66	83	137	186	225	396	1,093
前年度受診者		285	261	716	718	790	1,052	1,212	1,693	6,727
2年連続受診者		77	85	132	120	164	201	221	271	1,271
受診率		2.5%	2.0%	4.6%	5.2%	7.0%	10.8%	10.6%	4.9%	5.6%

50歳～69歳の受診率＝　6.5%

③ 検診結果

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
受診者数		330	292	712	766	931	1,149	1,083	1,545	6,808
要精検者数		5	1	29	31	27	51	59	94	297
要精検率		1.5%	0.3%	4.1%	4.0%	2.9%	4.4%	5.4%	6.1%	4.4%
精検受診者数		4	0	21	25	24	44	51	72	241
精検受診率		80.0%	0.0%	72.4%	80.6%	88.9%	86.3%	86.4%	76.6%	81.1%
がん発見数		0	0	0	0	0	1	3	2	6
内訳	早期	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち粘膜内	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	3	2	6

(2)肺がん検診

① 推移

＊対象者数は3月末現在（単位:人）

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	217,557	218,571	219,453	219,867	220,186
受診者数	2,926	2,738	3,075	4,493	4,519
受診率	1.3%	1.3%	1.4%	2.0%	2.1%
要精検者数	86	79	78	120	111
要精検率	2.9%	2.9%	2.5%	2.7%	2.5%
精検受診者数	81	74	65	112	100
精検受診率	94.2%	93.7%	83.3%	93.3%	90.1%
がん発見数	0	1	0	0	0
陽性反応的中度	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%

・精検受診者数及び精検受診率…R7年度分を除き、集計時期は検診年度の翌々年。

・陽性反応的中度…精密検査の指示があった者のうち、がんが発見された者の割合を示す。

② 年代別受診者数と受診率

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
対象者数		21,207	23,654	28,393	26,143	22,125	18,453	19,649	60,562	220,186
受診者数		424	387	465	482	545	608	538	1,070	4,519
内訳	保健センター	279	238	305	322	368	430	399	777	3,118
	検診車	130	130	134	130	142	118	54	128	966
	市民医療ｾﾝﾀｰ	15	19	26	30	35	60	85	165	435
喀痰細胞診実施者数		14	15	29	32	46	71	95	178	480
受診率		2.0%	1.6%	1.6%	1.8%	2.5%	3.3%	2.7%	1.8%	2.1%

40歳～69歳の受診率＝　2.1%

・喀痰細胞診…原則として50歳以上で、喫煙指数（1日の平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上の者を対象とする(市民医療センター実施分を除く)。

③ 検診結果

（単位:人）

年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
受診者数	424	387	465	482	545	608	538	1,070	4,519
要精検者数	7	4	5	8	11	16	19	41	111
要精検率	1.7%	1.0%	1.1%	1.7%	2.0%	2.6%	3.5%	3.8%	2.5%
精検受診者数	6	4	5	5	11	15	17	37	100
精検受診率	85.7%	100.0%	100.0%	62.5%	100.0%	93.8%	89.5%	90.2%	90.1%
がん発見数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)大腸がん検診

① 推移

＊対象者数は3月末現在（単位:人）

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	217,557	218,571	219,453	219,867	220,186
受診者数	17,657	17,720	17,850	14,705	14,948
受診率	8.1%	8.1%	8.1%	6.7%	6.8%
要精検者数	1,522	1,449	1,499	850	1,071
要精検率	8.6%	8.2%	8.4%	5.8%	7.2%
精検受診者数	1,024	995	959	703	787
精検受診率	67.3%	68.7%	64.0%	82.7%	73.5%
がん発見数	41	32	38	27	33
陽性反応的中度	2.7%	2.2%	2.5%	3.2%	3.1%

・精検受診者数及び精検受診率…R7年度分を除き、集計時期は検診年度の翌々年。

・陽性反応的中度…精密検査の指示があった者のうち、がんが発見された者の割合を示す。

② 年代別受診者数と受診率

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
対象者数		21,207	23,654	28,393	26,143	22,125	18,453	19,649	60,562	220,186
受診者数		678	699	994	1,113	1,359	2,114	2,667	5,324	14,948
内訳	保健センター	382	326	356	363	402	404	305	545	3,083
	医療機関	296	373	638	750	957	1,710	2,362	4,779	11,865
受診率		3.2%	3.0%	3.5%	4.3%	6.1%	11.5%	13.6%	8.8%	6.8%

40歳～69歳の受診率＝　　5.0%

③ 検診結果

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
受診者数		678	699	994	1,113	1,359	2,114	2,667	5,324	14,948
要精検者数		40	40	60	74	94	137	168	458	1,071
要精検率		5.9%	5.7%	6.0%	6.6%	6.9%	6.5%	6.3%	8.6%	7.2%
精検受診者数		27	27	44	57	68	115	131	318	787
精検受診率		67.5%	67.5%	73.3%	77.0%	72.3%	83.9%	78.0%	69.4%	73.5%
がん発見数		1	0	4	1	1	9	6	11	33
内訳	粘膜内がん	1	0	1	0	1	2	2	4	11
	Ⅰ期	0	0	1	1	0	4	1	1	8
	進行	0	0	1	0	0	3	1	4	9
	進展度不明	0	0	1	0	0	0	2	2	5

(4)乳がん検診

① 推移

＊対象者数は3月末現在（単位:人）

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	111,882	112,643	113,306	113,635	113,859
受診者数	5,021	4,658	5,576	5,651	5,784
2年連続受診者	2	1	1	1	0
受診率	7.7%	8.6%	9.0%	9.9%	10.0%
要精検者数	423	399	443	431	356
要精検率	8.4%	8.6%	7.9%	7.6%	6.2%
精検受診者数	380	361	401	368	322
精検受診率	89.8%	90.5%	90.5%	85.4%	90.4%
がん発見数	17	10	16	15	11
陽性反応的中度	4.0%	2.5%	3.6%	3.5%	3.1%

・受診率=(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)/当該年度対象者数×100
※国が2年に1回の受診を推奨しているため上記の計算式による。
・精検受診者数及び精検受診率…R7年度分を除き、集計時期は検診年度の翌々年。
・陽性反応的中度…精密検査の指示があった者のうち、がんが発見された者の割合を示す。

② 年代別受診者数と受診率

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
対象者数		10,303	11,466	13,857	12,693	10,775	9,309	10,385	35,071	113,859
受診者数		558	612	825	828	773	793	679	716	5,784
内訳	検診車	98	81	75	90	93	73	37	52	599
	医療機関	440	500	725	702	621	609	523	519	4,639
	市民医療ｾﾝﾀｰ	20	31	25	36	59	111	119	145	546
前年度受診者		574	683	750	705	726	695	715	803	5,651
2年連続受診者		0	0	0	0	0	0	0	0	0
受診率		11.0%	11.3%	11.4%	12.1%	13.9%	16.0%	13.4%	4.3%	10.0%

40歳～69歳の受診率＝　12.5%

③ 検診結果

（単位:人）

年齢		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
受診者数		558	612	825	828	773	793	679	716	5,784
要精検者数		48	44	66	48	43	44	30	33	356
要精検率		8.6%	7.2%	8.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.4%	4.6%	6.2%
精検受診者数		41	43	59	45	40	39	25	30	322
精検受診率		85.4%	97.7%	89.4%	93.8%	93.0%	88.6%	83.3%	90.9%	90.4%
がん発見数		0	0	2	1	1	3	1	3	11
内訳	0期	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	Ⅰ期	0	0	1	1	0	1	0	0	3
	Ⅱ期以上	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	転移	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	1	0	1	2	1	2	7

(5)子宮頸がん検診

① 推移

＊対象者数は3月末現在（単位:人）

項目＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数		148,685	149,227	149,858	149,871	150,280
受診者数		9,858	9,434	10,330	11,030	10,976
内訳	がん検診	7,937	7,585	8,599	9,317	9,279
	妊婦健診	1,921	1,849	1,731	1,713	1,697
2年連続受診者		3,474	3,902	4,067	4,727	5,053
受診率		9.6%	10.3%	10.5%	11.1%	11.3%
要精検者数		229	226	227	228	223
要精検率		2.3%	2.4%	2.2%	2.1%	2.0%
精検受診者数		130	103	128	182	146
精検受診率		56.8%	45.6%	56.4%	79.8%	65.5%
がん発見数		0	0	0	0	1
陽性反応的中度		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%

・受診率=(前年度受診者数+当該年度受診者数-2年連続受診者数)/当該年度対象者数×100
※国が2年に1回の受診を推奨しているため上記の計算式による。
・精検受診者数及び精検受診率…R7年度分を除き、集計時期は検診年度の翌々年。
・陽性反応的中度…精密検査の指示があった者のうち、がんが発見された者の割合を示す。

② 年代別受診者数と受診率

（単位:人）

年齢		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
対象者数		8,707	9,313	9,170	9,231	10,303	11,466
受診者数		188	825	1,124	1,024	906	914
内訳	検診車	11	24	39	50	105	98
	医療機関	95	401	389	543	677	776
	市民医療ｾﾝﾀｰ	0	1	3	16	23	34
	妊婦健診	82	399	693	415	101	6
前年度受診者		218	881	1,198	1,017	938	1,002
2年連続受診者		43	173	223	287	355	474
受診率		4.2%	16.5%	22.9%	19.0%	14.5%	12.6%

年齢		50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合計
対象者数		13,857	12,693	10,775	9,309	10,385	35,071	150,280
受診者数		1,159	1,116	1,045	1,017	842	816	10,976
内訳	検診車	83	115	104	82	40	40	791
	医療機関	1,033	956	853	783	652	627	7,785
	市民医療ｾﾝﾀｰ	42	45	88	152	150	149	703
	妊婦健診	1	0	0	0	0	0	1,697
前年度受診者		1,111	1,057	1,000	950	838	820	11,030
2年連続受診者		638	615	610	602	520	513	5,053
受診率		11.8%	12.3%	13.3%	14.7%	11.2%	3.2%	11.3%

20歳～69歳の受診率＝　　14.0%

【注記】妊婦健診の受診者数は重複受診を除いた人数

③ 検診結果

(単位:人)

年　齢	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	
受診者数	188	825	1,124	1,024	906	914	
要精検者数	11	41	36	27	14	36	
要精検率	5.9%	5.0%	3.2%	2.6%	1.5%	3.9%	
精検受診者数	4	22	21	16	11	24	
精検受診率	36.4%	53.7%	58.3%	59.3%	78.6%	66.7%	
がん発見数	0	1	0	0	0	0	
年　齢	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～	合　計
受診者数	1,159	1,116	1,045	1,017	842	816	10,976
要精検者数	26	15	6	5	3	3	223
要精検率	2.2%	1.3%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	2.0%
精検受診者数	22	11	6	4	3	2	146
精検受診率	84.6%	73.3%	100.0%	80.0%	100.0%	66.7%	65.5%
がん発見数	0	0	0	0	0	0	1

(6)前立腺がん検診

① 推移

＊対象者数は3月末現在（単位:人）

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	15,206	16,049	16,013	15,897	15,188
受診者数	3,004	3,285	3,086	1,681	1,978
受診率	19.8%	20.5%	19.3%	10.6%	13.0%
要観察者数（3か月後再検査）	180				
要精検者数	90	309	295	153	201
要精検率	3.0%	9.4%	9.6%	9.1%	10.2%
精検受診者数	37	102	115	69	123
精検受診率	41.1%	33.0%	39.0%	45.1%	61.2%
がん発見数（がん疑い数）	2 (17)	5 (37)	6 (27)	8 (11)	14 (28)
陽性反応的中度	2.2%	1.6%	2.0%	5.2%	7.0%

・精検受診者数及び精検受診率…R7年度分を除き、集計時期は検診年度の翌々年。

・要観察者数…R4年度から判定基準を変更したため、R3年度まで計上。

・陽性反応的中度…精密検査の指示があった者のうち、がんが発見された者の割合を示す。

② 年齢別受診者数と受診率

（単位:人）

年齢		50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	合計
対象者数		2,694	2,952	2,401	1,978	1,766	2,144	1,253	15,188
受診者数		150	227	225	277	375	490	234	1,978
内訳	医療機関	140	209	208	241	318	418	203	1,737
	市民医療ｾﾝﾀｰ	10	18	17	36	57	72	31	241
受診率		5.6%	7.7%	9.4%	14.0%	21.2%	22.9%	18.7%	13.0%

③ 検診結果

（単位:人）

年齢	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	合計
受診者数	150	227	225	277	375	490	234	1,978
3年後検査	98	157	114	124	143	193	77	906
1年後検査	49	62	92	121	197	233	117	871
要精検者数	3	8	19	32	35	64	40	201
要精検率	2.0%	3.5%	8.4%	11.6%	9.3%	13.1%	17.1%	10.2%
精検受診者数	1	7	10	23	20	37	25	123
精検受診率	33.3%	87.5%	52.6%	71.9%	57.1%	57.8%	62.5%	61.2%
がん発見数（がん疑い数）	0 (0)	0 (2)	0 (2)	1 (3)	4 (4)	3 (12)	6 (5)	14 (28)

２ 骨粗しょう症検診

【 目　　的 】
　骨粗しょう症を早期発見し、治療につなげることはもとより、骨量減少者に対する保健指導による意識啓発を通じて骨粗しょう症の予防を推進することにより市民の健康保持に資することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法

【 これまでの経緯 】
平成　７年度　所沢市骨粗しょう症対策事業に基づく、骨密度測定を実施する。
平成１２年度　これまで総合健康診査の位置づけだったが、老人保健法第４次計画で単独事業と位置づけられたことにより、検診事業として実施する。
平成２０年度　老人保健法の改正に伴い、健康増進法に基づき実施する。
令和　２年度　新型コロナウイルスの影響により中止。
令和　３年度　７月から再開。

【 概　　要 】
内　　容　　橈骨遠位１／３部レントゲン撮影（ＤＸＡ法）
対　　象　　令和７年度中に満４０、４５、５０、５５、６０、６５、７０歳になる女性市民
期　　間　　令和７年７月～令和８年１月（全４４回）
会　　場　　所沢市市民医療センター
一部負担金　　５００円（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する方は免除）
そ　の　他　　検査結果が要指導であった者に対し、検査実施後に個別健康相談を実施

【 実　　績 】
（１）骨粗しょう症検診実施状況
①受診者数の年次比較　（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	31,604	16,041	16,181	15,769	15,320
受診者数	1,525	1,302	1,511	1,085	1,369

令和３年度は中止した令和２年度対象者も対象として実施している。

②受診状況　　（単位：人）

年 齢	対象者数	受診者数	受診率	年齢 構成割合
40歳	1,942	91	4.7%	6.6%
45歳	2,115	111	5.2%	8.1%
50歳	2,495	191	7.7%	14.0%
55歳	2,646	357	13.5%	26.1%
60歳	2,295	266	11.6%	19.4%
65歳	1,919	198	10.3%	14.5%
70歳	1,908	155	8.1%	11.3%
合計	15,320	1,369	8.9%	100.0%

③年代別総合判定結果　　（単位：人）

年 齢	受診者数	異常なし	要指導	要精検
40歳	91	90	1	0
45歳	111	108	2	1
50歳	191	182	9	0
55歳	357	315	33	9
60歳	266	180	47	39
65歳	198	86	61	51
70歳	155	60	52	43
合計	1,369	1,021	205	143

④精密検査受診状況

対象者数	受診者数	精密検査 受診率	精密検査結果		
			異常なし	骨粗しょう症	その他
143人	114人	79.7%	34人	80人	0人

⑤骨粗しょう症と診断された人の年齢別内訳　　（単位：人）

年齢	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	計
人数	0	0	0	7	19	27	27	80

３ 成人歯科検診

【 目　　的 】

生涯を通じて自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受できるよう成人期以降の歯の喪失主因である歯周疾患、う蝕等の早期発見を目的とした歯科検診と歯科衛生士による歯科保健指導を通じて、歯科保健対策の充実を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法

【 これまでの経緯 】

平成１２年度　老人保健法第４次計画に基づき、成人歯科検診として実施する。
平成２０年度　老人保健法の改正に伴い、健康増進法に基づき実施する。
令和　２年度　新型コロナウイルスの影響により中止。
令和　３年度　６月から再開。
令和　７年度　国の健康増進事業実施要領が改正されたことを受けて２０歳、３０歳を対象に追加。

【 概　　要 】

内　　容　　問診、口腔内診査、歯科衛生士による歯科保健指導
対　　象　　令和７年度中に満２０、３０、４０、５０、６０、７０歳になる市民
期　　間　　令和７年６月～１１月（全１８回）
会　　場　　所沢市歯科診療所あおぞら（歯科保健指導は保健センター内会議室）
一部負担金　　５００円（７０歳、生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する方は免除）

【 実　　績 】

（１）受診者数の年次比較　　（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	37,517	18,692	18,685	18,292	24,587
受診者数	386	286	332	302	386

令和３年度は中止した令和２年度対象者も対象として実施している。

（２）受診状況　　（単位：人）

年齢	対象者数	受診者数			受診率	年齢構成割合
		男	女	計		
20歳	3,189	14	18	32	1.0%	8.3%
30歳	3,786	29	68	97	2.6%	25.1%
40歳	4,053	20	35	55	1.4%	14.2%
50歳	5,189	19	46	65	1.3%	16.8%
60歳	4,696	19	54	73	1.6%	18.9%
70歳	3,674	23	41	64	1.7%	16.6%
合計	24,587	124	262	386	1.6%	100.0%

（３）年代別総合判定結果　　（単位：人）

年齢	受診者数	異常なし	要指導	要精検 要治療
20歳	32	3	13	16
30歳	97	7	37	53
40歳	55	8	22	25
50歳	65	5	21	39
60歳	73	7	24	42
70歳	64	6	11	47
合計	386	36	128	222

（４）検診結果

①歯の状況：未処置歯、喪失歯、処置歯の評価

総被検歯数	総ＤＭＦ歯数	ＤＭＦ歯率	ＤＭＦ指数
10,979本	3,733本	34.0%	9.7

ＤＭＦ：未処置歯（Ｄ）、喪失歯（Ｍ）、処置歯（Ｆ）をいう。
総被検歯数：受診者の現在歯数（＝健全歯数＋未処置歯数＋処置歯数）と喪失歯数の合計
総ＤＭＦ歯数：受診者のＤＭＦ歯数の合計
ＤＭＦ歯率：総ＤＭＦ歯数÷総被検歯数×１００
ＤＭＦ指数：総ＤＭＦ歯数÷受診者数

②歯周組織の状況：ＣＰＩ（地域歯周疾患指数）判定コード別に評価

（単位：人）

ＣＰＩ最大値 （歯肉出血）	コード０	コード１
	151	235

コード０：健全
コード１：出血あり

（単位：人）

ＣＰＩ最大値 （歯周ポケット）	コード０	コード１	コード２
	211	132	43

コード０：健全
コード１：４～５ｍｍに達するポケット
コード２：６ｍｍを超えるポケット

（５）精密検査・治療済者の受診状況（令和８年５月３１日現在）

対象者数	受診者数	精密検査 受診率	精密検査結果		
			異常なし	歯周病	歯周病以外
222人	133人	59.9%	12人	99人	22人

４ 結核検診

【 目　　的 】

結核は昭和２０年代前半まで、日本国内の死亡原因の第一位で年間の死者数が１０万人を超え、「国民病」「亡国病」と恐れられていた。その後、医学の進歩や生活水準の向上により罹患者数や死者数は大幅に減少したが、依然として毎年１万人以上が新たに感染し、２，０００人前後が亡くなっている。また人口１０万人当たりの罹患者数についても、欧米諸国他の先進国と比較して約２倍～４倍と高い状況にある。

こうした状況から、結核のまん延予防を目的として、胸部Ｘ線検査による結核検診を実施している。

【 根拠法令 】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【 これまでの経緯 】

昭和２６年度　結核予防法に基づき、結核検診として実施する。
平成１０年度　保健センター開設に伴う組織改革により、保健センターでの検診のみとし検診車による検診を中断する。
平成１２年度　検診車による検診を再開する。
平成１７年度　結核予防法の改正により対象が６５歳以上となるが、保健所の指導により対象者の変更は行わなかった。
平成１９年度　結核予防法の廃止に伴い、感染症予防法に基づき実施する。

【 概　　要 】

内　　容　胸部Ｘ線検査
対　　象　令和７年度中に、胸部Ｘ線検査（肺がん検診を含む）を受ける機会のない１５歳以上の市民
期　　間　令和７年９月２４日、１１月５日（全２回）
会　　場　保健センターロータリー（検診車）
一部負担金　無料

【 実　　績 】　（単位：人）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数	3回	3回	3回	2回	2回
受診者数	228	172	218	149	149
要精検者数	5	1	4	1	3

５ 健康診査（生活保護受給者等）

【 目　　的 】

医療保険に属していない者（生活保護受給者等）に対し「特定健康診査」に相当する健康診査を提供することにより、健康保持と疾病の早期発見を目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法

【 これまでの経緯 】

平成２０年度　老人保健法の改正に伴い、医療保険に属していない者（生活保護受給者等）に対する健康診査（「特定健康診査」に相当するもの）は健康増進法に基づく健康増進事業として実施する。

【 概　　要 】

内　　容　健康診査（特定健康診査に準ずる）
問診、計測、診察、脂質検査、肝機能、代謝系、尿・腎機能
胸部Ｘ線検査（７４歳以下の希望者のみ）

対　　象　４０歳以上で医療保険に属していない者（生活保護受給者等）
※対象としない者あり
《対象としない者の条件》
- 生活習慣病（高血圧、糖尿病、血中脂質異常、心臓病、脳卒中等）で定期的に医療機関を受診している者
- 生活習慣病以外の病気で、同様の検査を医療機関で受診している者
- 病院に入院、あるいは施設に入所している者

期　　間　令和７年６月１日～１０月３１日

会　　場　市内協力医療機関

一部負担金　無料

【 実　　績 】　（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	3,832	3,743	3,875	3,884	3,821
申込者数	244	243	296	321	280
受診者数	164	175	208	189	192
受診率	4.3%	4.7%	5.4%	4.9%	5.0%

６ 肝炎ウイルス検診

【 目　　的 】

症状として表れにくいウイルス性肝炎（Ｂ型・Ｃ型）を早期に発見し、肝硬変・肝がんといった重篤な疾患への進行を防ぐことを目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法

【 これまでの経緯 】

平成１４年度　国のＣ型肝炎等緊急総合対策の一環として、老人保健法に基づき肝炎ウイルス検診を開始。（健康診査に追加する形で実施）

平成２０年度　老人保健法改正により、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられる。

平成２１年度　受診者数の減少及び県で同様の事業を実施していることから平成２１年度で廃止。

令和　３年度　肝炎ウイルス検診を再開し、１０月から実施。

令和　４年度　国保特定健診及び後期高齢者医療健診との同時受診を可能とする。

【 概　　要 】

内　　容　採血によるＨＢｓ抗原検査及びＨＣＶ抗体検査

対　　象　令和７年度中に４０歳以上となる市民のうち、これまでに肝炎ウイルス検診（検査）を受けたことがない市民

期　　間　令和７年６月～令和８年２月

会　　場　市内協力医療機関

一部負担金　７００円（生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する方は免除）

【 実　　績 】　（単位：人）

年度		R3	R4	R5	R6	R7
申込者数		955	966	1114	658	394
受診者数		464	570	759	442	283
内訳	４０歳	26	52	35	6	11
内訳	４１歳以上	438	518	724	436	272
要精検者数		5	2	4	1	2
内訳	B型要精検者数	4	2	3	1	2
内訳	C型要精検者数	1	0	1	0	0
要精検率		1.1%	0.4%	0.5%	0.2%	0.7%
精検受診者数		5	1	3	1	1
精検受診率		100.0%	50.0%	75.0%	100.0%	50.0%

第3節 精神保健事業

平成１４年４月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）が一部改正され、在宅の精神障害者に対する保健福祉に関する相談事業を開始した。

１ 精神保健福祉に関する相談･訪問事業

【 目　　的 】
精神障害者が地域社会で安心して生活を送れるように支援する。

【 根拠法令 】
精神保健福祉法

【 概　　要 】
精神保健福祉士が面接、電話、家庭訪問等により個別相談、情報提供等を随時行う。

【 対　　象 】
市民及び関係機関職員等

【 実　　績 】

電話による相談	9,801件
面接による相談	1,243件
訪問による相談	1,280件
電子メールによる相談	306件

２ 精神保健専門相談事業

【 目　　的 】
精神的健康問題を抱える市民及びその家族等に対し、精神保健福祉の専門的な助言を行うことにより、市民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】
精神保健福祉法

【 これまでの経緯 】
平成１１年６月　　臨床心理士を相談員として月１回の相談を開始する。
平成１４年度　　事業名称をこころの健康相談から精神保健福祉専門相談に変更する。
　　精神科医師の相談を新たに設置し、月２回の相談となる。
平成１５年度　　精神科医師の相談を月１回､臨床心理士の相談を２か月に１回とする。
平成１７年度　　精神科医師の相談を月１回とし､臨床心理士の相談は終了する。
平成１８年度　　精神科医師の相談を月１回実施。

【 概　　要 】
精神保健福祉士が随時に行った相談の結果、精神科医師による専門的助言が必要と思われる精神障害者及びその家族に対し予約制で専門相談を行う。

【 対　　象 】
医学的判断又は専門的な助言が必要と思われる市民。

【 実　　績 】

実施回数	12回
延べ相談件数	30件

3 当事者と家族を対象としたつどい

【 目　　的 】
精神疾患を抱える本人とその家族がつどい、これまでの経験や今の想いなどを共有することで、孤立を防ぎ支え合う交流の場とする。

【 根拠法令 】
精神保健福祉法

【 実　　績 】

	うつ病本人のつどい	うつ病家族のつどい	強迫性障害のつどい	発達障害のつどい
実施回数	12回	12回	12回	12回
参加者数	92人	55人	172人	30人

4 普及啓発事業

【 目　　的 】
こころの病や精神障害及び、メンタルヘルスに関する知識の普及を図り、精神障害者とその家族などが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

【 根拠法令 】
精神保健福祉法

【 実　　績 】
(1)こころの健康講座

日　程	内　容	講　師	参加者
8月13日	思春期の悩みと自傷～助けてと言えないこどもに向き合う～	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長 松本 俊彦さん	101人
9月24日	ふだんからの防災～精神障害のある人の経験から学びあおう～	(一社)精神障害当事者会ポルケ 代表理事 山田 悠平さん 理事 相良 真央さん	25人
10月20日	活き活き暮らすメンタルヘルスケア	(一社)新狭山かえでクリニック 看護センター長 荒木 とも子さん	42人
1月21日	統合失調症の治療と回復と日々の暮らし（第１回）	(医)信和会 三ケ島病院 院長 杉原 徹さん	70人
2月2日	統合失調症の治療と回復と日々の暮らし（第２回）	ところざわ経験専門家養成講座 修了者 他	51人
2月18日	市民のためのうつ病講座 ～基礎から最新治療まで～	防衛医科大学校 精神科学講座 教授 戸田 裕之さん	103人
3月19日	ヒューマンライブラリ ～対話で知る精神障害～	ところざわ経験専門家養成講座 修了者 他	14人

(2)こころの美術展
こころの病や精神障害を持つ人が、市内の医療機関や福祉施設などで制作した絵画や手工芸品などの美術作品を展示する。こころの病を持ちながら自立に向けた活動を行う精神障害者への市民の理解を深める。

日　程	内　容	参加者
10月20日～10月24日	第19回 所沢こころの美術展　こころの大舞台へ	2,558人

５ 精神障害者等緊急一時保護事業

【 目　　的 】
　精神障害者が地域生活を送ることが困難な場合、または精神障害者を支える家族に一時的な避難が必要な場合などに、宿泊のできる施設で緊急一時保護を行う。

【 根拠法令 】
精神保健福祉法

【 実　　績 】

当事者の利用日数	36日間
家族の利用日数	7日間

６ 自殺防止対策

【 目　　的 】
普及啓発事業や自死遺族・若年者への支援事業等の実施、関係機関との連携を推進する。

【 根拠法令 】
自殺対策基本法

【 実　　績 】
(1)思春期こころの健康相談
　こころの健康問題を抱える１８歳までの者やその家族及び関係者に対し、精神科医師による精神保健福祉の専門的な助言を行う。
毎月第４水曜日　午後１時～４時

実施回数	12回
延べ相談件数	26件

(2)自死遺族のつどい
身近な人を自死で亡くした遺族同士が、想いを語り合い支え合う場として実施する。
偶数月第２土曜日　午後１時～５時

実施回数	6回
参加者	76人

(3)こころの体温計
　パソコンやスマートフォンを利用した「うつ病」や「産後うつ」などにかかわる、ストレスチェックを実施する。

アクセス件数	24,920件

(4)自殺対策連絡会議
　自殺対策に資する事業を行う担当課の職員を対象として、自殺の現状などの情報共有及びメンタルヘルスに関する研修を実施する。

1月8日	メンタルヘルスに不調を抱える市民への気づき・対応について 菊池臨床心理オフィス　公認心理師　菊池 礼子さん	28人

7 障害福祉サービスの支給決定

【 目　　的 】

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活や社会参加を支援するために、一人ひとりの状況や希望に応じて、障害者福祉サービスを提供するもの。

【 根拠法令 】

障害者総合支援法

【 これまでの経緯 】

平成１４年４月　　精神障害者居宅生活支援事業　事業開始
平成１８年４月　　障害者自立支援法施行
平成２２年４月　　障害者自立支援法一部改正
平成２５年４月　　障害者総合支援法施行
平成２６年４月　　障害者総合支援法一部改正
平成３０年４月　　障害者総合支援法一部改正
令和　６年４月　　障害者総合支援法一部改正

【 概　　要 】

障害福祉サービスの利用申請のあった精神障害者に対し、必要な障害福祉サービスの利用が適切にできるよう支給認定事務を行うものである。

【 実　　績 】

(1)サービス種別ごとの支給認定件数　　（令和８年３月末現在の件数）

身体介護	18件
家事援助	167件
通院介助	22件
同行援護	0件
行動援護	1件
短期入所	10件
重度障害者等包括支援	0件
療養介護	0件
生活介護	70件
自立訓練（機能訓練）	0件
自立訓練（生活訓練）	67件
宿泊型自立訓練	5件
就労移行支援	113件
就労継続支援Ａ型	79件
就労継続支援Ｂ型	535件
就労定着支援	77件
自立生活援助	0件
施設入所支援	2件
共同生活援助	248件
地域移行支援	0件
地域定着支援	0件
合計	1,414件

(2)計画相談支援給付費支給決定の認定件数

計画作成人数	1,118件

８ 自立支援医療費(精神通院)支給認定制度及び精神障害者保健福祉手帳申請受付

【 根拠法令 】
障害者総合支援法
精神保健福祉法

【 これまでの経緯 】
平成１４年４月　　精神保健福祉法改正
平成１８年４月　　障害者自立支援法施行
平成２５年４月　　障害者総合支援法施行

【 実　　績 】
(1)県への申請進達件数　(新規・更新・変更・再交付など)

精神障害者保健福祉手帳	3,108件
自立支援医療費（精神通院）	10,631件

(2)精神障害者保健福祉手帳　交付対象者件数　　(令和８年３月末現在)

等級	１級	２級	３級	合計
所持者	351人	3,231人	1,689人	5,271人

(3)自立支援医療受給者証（精神通院）　交付対象者件数　　(令和８年３月末現在)

7,657件

９ 所沢市精神障害者アウトリーチ支援事業

【 概　　要 】
精神疾患等により地域生活の継続に困難を抱える方に対し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉の各分野の専門職チーム（アウトリーチチーム）による包括的な支援を実施するもの。

【 根拠法令 】
精神保健福祉法

【 実　　績 】　　(令和８年３月末現在)
(1)登録人数及び支援件数

登録人数	延支援数			
		訪問	来所	電話
92人	8,295件	2,373件	559件	5,363件

(2)登録者の内訳

10代	20代	30代	40代	50代	60代～
13人	17人	15人	12人	22人	13人

支援の導入によって再入院を防ぎ地域生活を送っている事例は20件あり、精神科病院を退院し地域生活に移行した事例は１７件あった。また登録者の80%が医療支援や福祉制度につながっている。
精神科病院への再入院を防ぐことや、社会的孤立の予防、家族負担の軽減を図り、地域生活の安定化や社会参加を促進するなどの効果がみられた。

第4章　母子保健事業

事業一覧表

※( )はページ数

- 第1節　妊娠届・妊産婦健康診査(55)
  - 妊娠届(55)
  - 妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査(56)
  - 出生状況の把握(58)
  - 不妊・不育症検査費助成事業(58)
- 第2節　こども家庭センターでの利用者支援事業(59)
  - 相談(59)
  - 産後ケア事業(60)
- 第3節　未熟児養育医療給付事業(61)
- 第4節　訪問指導(62)
  - 新生児・妊産婦訪問指導事業(62)
  - 未熟児訪問指導事業(63)
  - 乳児家庭全戸訪問事業(63)
  - 継続支援者への訪問指導(64)
- 第5節　乳幼児健康診査(65)
  - 4か月児健康診査(65)
  - 10か月児健康診査(67)
  - 1歳6か月児健康診査(68)
  - 3歳児健康診査(70)
  - 3歳児健康診査　事後管理指導事業(72)
  - 3歳児フッ化物塗布(74)
  - 健康診査受診勧奨事業(74)
  - 各健康診査受診率(76)
- 第6節　健康教育(77)
  - プレママクラス(77)
  - 両親学級(78)
  - 産後ママクッキング(78)
  - 離乳食教室(79)
  - その他の健康教育(82)
- 第7節　全乳幼児健康相談(83)
  - 身体計測・相談会(83)
  - 乳幼児健康相談(83)
  - 離乳食と歯のおはなしサロン(84)
  - 面接相談(84)
  - 電話相談(85)
- 第8節　歯科保健(86)
  - 2歳児歯科健康教室(86)
  - 障害児歯科保健指導(88)
- 第9節　児童虐待予防に関する家庭支援(89)
- 第10節 母子保健地区組織活動育成事業(90)
  - 所沢市母子愛育会育成事業(90)

第1節　妊娠届･妊産婦健康診査

1　妊娠届

【 目　　的 】
　妊婦を早期に把握し、各種母子保健事業の利用を促し、母子保健の向上を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法１５条、１６条

【 概　　要 】
対 象 者　　：市内に住所を有する妊婦
内　　容　　：妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳を交付

【 実　　績 】
(1)妊娠届出数

妊娠届出数	R7	R6	R5	R4	R3
	1,981人	1,988人	1,962人	2,040人	2,109人

(2)外国籍を有する妊婦の状況

国名	R7	R6	R5	R4	R3
ベトナム	47人	38人	37人	20人	17人
中国	20人	20人	17人	23人	16人
ネパール	11人	5人	11人	9人	11人
フィリピン	6人	12人	8人	10人	7人
米国	3人	4人	4人	1人	2人
その他	41人	22人	20人	22人	22人
計	128人	101人	97人	85人	75人

２ 妊産婦健康診査･新生児聴覚スクリーニング検査

【 目　　的 】
- 妊婦の疾病や異常を早期に発見し、健康の保持・増進を図り、健康管理の向上を図ることを目的とする。（妊婦健康診査）
- 新生児の聴覚障害を早期に発見し、早い段階で適切な措置を講じることで、ことばの発達を促すこことを目的とする。（新生児聴覚スクリーニング検査）
- 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図ることを目的とする。（産婦健康診査）

【 根拠法令 】
母子保健法第１３条

【 概　　要 】
対 象 者　：妊娠の届出をした市内に住所を有する妊産婦
周　　知　：母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券を交付
方　　法　：委託医療機関で実施
内　　容　：妊婦健康診査公費負担１４回
HIV抗体検査、妊婦子宮頸がん検査（細胞診）、HBs抗原検査、HCV抗原検査、
血液検査（ABO血液型・Rh血液型、不規則抗体、梅毒血清反応、血算、血糖）
風疹ウイルス抗体検査、B群溶血性連鎖球菌（GBS）検査、
ヒト白血病ウイルス１型抗体検査（HTLV-1抗体検査）、
性器クラミジア検査（クラミジアトラコマチス核酸同定）
新生児聴覚スクリーニング検査公費負担１回
産婦健康診査公費負担１回（令和７年度）

【 実　　績 】
(1)妊婦健康診査受診票・助成券交付状況

	R7	R6	R5	R4	R3
妊娠届出による交付数	1,981人	1,988人	1,962人	2,040人	2,109人
交換申請による交付数	142人	150人	154人	199人	186人
合計	2,123人	2,138人	2,116人	2,239人	2,295人

※交換申請による交付…転入により、従前住所地の妊婦健康診査助成券と交換し交付したもの

(2)妊婦健康診査実施状況

	R7	R6	R5	R4	R3
1回目	1,894人	1,908人	1,876人	1,992人	2,041人
2回目	1,860人	1,878人	1,880人	1,950人	2,043人
3回目	1,799人	1,802人	1,778人	1,903人	2,000人
4回目	1,876人	1,872人	1,888人	1,970人	2,085人
5回目	1,868人	1,825人	1,844人	1,962人	2,029人
6回目	1,840人	1,843人	1,826人	1,987人	2,056人
7回目	1,835人	1,822人	1,797人	1,971人	2,021人
8回目	1,734人	1,746人	1,750人	1,882人	1,999人
9回目	1,533人	1,543人	1,592人	1,679人	1,798人
10回目	1,787人	1,741人	1,788人	1,936人	2,093人
11回目	1,579人	1,582人	1,623人	1,709人	1,862人
12回目	1,703人	1,706人	1,704人	1,797人	1,880人
13回目	1,151人	1,177人	1,242人	1,306人	1,427人
14回目	560人	682人	713人	764人	818人
計	23,019人	23,127人	23,301人	24,808人	26,152人

		R7	R6	R5	R4	R3
HBS抗原検査	受診者数	1,881人	1,896人	1,859人	1,971人	2,010人
	陽性者数	2人	5人	0人	1人	2人
HCV抗原検査	受診者数	1,881人	1,896人	1,860人	1,971人	2,011人
	陽性者数	1人	3人	2人	0人	0人
HIV抗体検査		1,892人	1,907人	1,863人	1,985人	2,031人
ﾋﾄ白血病ｳｲﾙｽⅠ型 (HTLV-1) 検査		1,876人	1,893人	1,857人	1,984人	2,050人
性器ｸﾗﾐｼﾞｱ検査 (ｸﾗﾐｼﾞｱﾄﾗｺﾏﾁｽ核酸同定)		1,860人	1,891人	1,889人	2,015人	2,056人

(3)子宮頸がん検診受診状況

①受診者数

	R7	R6	R5	R4	R3
受診者数	1,743人	1,780人	1,742人	1,869人	1,926人

②臨床診断

	R7	R6	R5	R4	R3
異常なし	1,718人	1,746人	1,713人	1,836人	1,899人
ポリープ	1人	2人	3人	1人	0人
子宮筋腫	0人	0人	0人	0人	0人
付属機腫瘤	0人	0人	0人	0人	0人
その他	24人	32人	26人	32人	27人

③検査結果

	R7	R6	R5	R4	R3
再採取(検体不良)	1人	2人	1人	2人	1人
異常なし	1,693人	1,721人	1,673人	1,794人	1,857人
要精検	38人	38人	54人	63人	57人
要診察	1人	1人	6人	6人	7人
その他	8人	18人	8人	4人	4人

(4)新生児聴覚スクリーニング検査実施状況

	R7	R6	R5	R4
受診者数	1,780人	1,770人	1,823人	1,893人

(5)産婦健康診査実施状況

	R7	R6	R5	R4
受診者数	1,803人	1,715人	1,750人	1,668人

３ 出生状況の把握

【 目　　的 】
　低体重児を含む乳児の出生及び支援の必要な妊産婦を速やかに把握し、早期に適切な支援を行うことを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
出生連絡票	1,675人	1,666人	1,652人	1,417人	1,693人
低出生体重児	188人	168人	165人	178人	203人

４ 不妊･不育症検査費助成事業

【 目　　的 】
　不妊・不育症に悩む方が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、検査及び治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

【 概　　要 】
対 象 者　：・申請時に婚姻関係(事実婚含む)がある方で、夫婦の一方または双方が所沢市に住民登録をしていること
・検査開始時に妻の年齢が４３歳未満であること
・不妊検査は、夫婦が共に受けた検査（夫婦いずれか一方だけの検査は対象外）
・不育症検査は、夫婦が共に検査を受けた検査又は妻のみが受けた検査
内　　容　：検査開始時の妻の年齢が３５歳未満の方、検査費用に対して上限３０，０００円
上記以外の方、検査費用に対して上限２０，０００円

【 実　　績 】

		R7		R6		R5	
不妊検査	35歳未満	122件	202件	125件	184件	89件	161件
	35歳以上	60件		40件		48件	
不育症検査	35歳未満	7件		7件		7件	
	35歳以上	13件		12件		17件	
不妊治療(令和５年９月末で終了)						1件	

第2節　こども家庭センターでの利用者支援事業

1　相談

【 目　　的 】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師や助産師などの専門相談員を配置し、専門的な見地から相談支援等を実施することを目的とする。さらに、利用者支援事業特定型及び基本型と連携を図り、「こども家庭センター型」として妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することを目的とする。

【 根拠法令 】

子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第9条及び第10条

【 概　　要 】

対 象 者　：妊産婦、乳幼児及びその保護者等

内　　容　：助産師、保健師による電話、窓口、面接、訪問等の相談対応
妊婦サロン、助産師による個別母乳相談

【 実　　績 】

(1)相談支援

①利用者支援事業(こども家庭センター型)

	R7	R6
	支援合計	支援合計
面談	1,433件	2,443件
電話・メール等	8,866件	2,475件
計	10,299件	4,918件

②妊婦等包括相談支援事業

	R7
妊娠届出時面談	1,980件
妊娠後期面談	43件
出生後面談	1,872件
計	3,895件

※令和7年度より、妊婦等包括相談支援開始

③母乳相談

	R7	R6	R5	R4
実施回数	10回	12回	6回	11回
相談者	18人	28人	13人	17人

(2)妊婦サロン

	R7	R6	R5	R4	R3
実施回数	12回	10回	12回	12回	6回
参加者数	72人	38人	37人	54人	27人
同伴者数	20人	7人	0人	0人	3人

(3)出産おめでとう電話(出生連絡票提出者への連絡)

	R7	R6	R5	R4	R3
件数	1,675件	1,666件	1,652件	934件	998件

2 産後ケア事業

【 目　　的 】

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう支援を行うことを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第17条の2

【 概　　要 】

対 象 者　：産後ケアを必要とする産後1年以内の産婦並びにその児
※宿泊型は施設によって利用可能期間が異なる

周　　知　：市ホームページ・健康ガイド・子育てガイドブック・チラシにて周知

内　　容　：委託医療機関等に宿泊又は通所した産婦に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う

自己負担額：宿泊型、デイサービス型とも3割負担（100円未満切り捨て）（令和7年度）

利用日数　：宿泊型7日以内、デイサービス型7日以内

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
宿泊型(利用者数)	215人	118人	64人	43人	46人
宿泊型(利用日数)	688日	384日	203日	152日	174日
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ型(利用者数)	82人	104人	92人	38人	－
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ型(利用日数)	99日	124日	115日	52日	－

R7　医療機関別	宿泊型		デイサービス型	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
西埼玉中央病院	16人	62日	－	－
助産院　もりあね	30人	128日	45人	51日
イムス富士見総合病院	16人	38日	4人	4日
松田母子クリニック	107人	333日	－	－
峰の坂産婦人科	46人	127日	－	－
かせい森の産後ケアサロン	－	－	33人	44日

※利用者数は延べ数

第3節　未熟児養育医療給付事業

【 目　　的 】

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担することによって負担軽減を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第20条

【 概　　要 】

対 象 者　：所沢市に住所を有し、出生直後に次のいずれかの症状が認められた1歳未満の乳児
- 出生体重が2，000g以下のもの
- 生活力が特に薄弱で、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めたもの

周　　知　：市ホームページ・健康ガイド・子育てガイドブックにて周知

実　　施　：国、都道府県が指定する医療機関（指定養育医療機関）において実施

【 実　　績 】

(1)給付承認数

	R7	R6	R5	R4	R3
申請数	73人	71人	73人	52人	70人

(2)出生体重別給付承認数

	R7	R6	R5	R4	R3
1,000g以下	2人	7人	5人	8人	13人
1,001g～1,500g	8人	1人	5人	4人	11人
1,501g～1,800g	9人	8人	8人	8人	11人
1,801g～2,000g	13人	11人	17人	9人	15人
2,001g～2,300g	17人	11人	8人	7人	7人
2,301g～2,500g	7人	9人	6人	6人	4人
2,501g以上	17人	24人	24人	10人	9人

(3)医療機関別給付承認数（申請時医療機関）

医療機関内訳	R7	R6	R5	R4	R3
西埼玉中央病院	38人	32人	31人	9人	9人
防衛医科大学校病院	4人	5人	9人	8人	15人
埼玉医科大学病院	5人	5人	7人	6人	11人
埼玉医科大学総合医療センター	13人	8人	11人	8人	18人
その他埼玉県内医療機関	5人	7人	6人	15人	8人
埼玉県内医療機関合計	**65人**	**57人**	**64人**	**46人**	**61人**
東京都立小児総合医療センター	2人	7人	2人	0人	0人
その他東京都内医療機関	2人	3人	3人	3人	3人
東京都内医療機関合計	**4人**	**10人**	**5人**	**3人**	**3人**
その他関東内医療機関	0人	0人	0人	2人	0人
関東以外医療機関	4人	4人	4人	1人	6人
計	**73人**	**71人**	**73人**	**52人**	**70人**

第4節　訪問指導

1　新生児･妊産婦訪問指導事業

【 目　　的 】

妊産婦及び概ね生後４か月までの乳児に対し家庭訪問を行い、妊産婦の心身の状況、乳児の発育発達と疾病の疑いの有無、養育状況を確認し、相談指導をすると共に、子育て支援の情報を提供し、妊産婦の健康管理の向上と乳児の健全育成を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第１１条、第１７条

【 概　　要 】

対 象 者　：乳児（新生児）及び妊産婦

周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイド・母子健康手帳交付、出生届時にチラシにて案内

【 実　　績 】

市民

	R7	R6	R5	R4
妊婦	67件	56件	54件	76件
産婦	1,815件	1,729件	1,830件	1,455件
新生児	74件	69件	126件	107件
乳児	1,760件	1,675件	1,716件	1,379件
計	3,716件	3,529件	3,726件	3,017件

市外在住者で所沢市へ里帰りした方

	R7	R6	R5
産婦	38件	25件	21件
新生児	5件	4件	5件
乳児	34件	21件	16件
計	77件	50件	42件

２ 未熟児訪問指導事業

【 目　　的 】

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高い。また母親等にとっては、出産直後から身体的にも精神的にも負担と不安感が大きい。このため、児の健やかな成長を見守り母親等への支援をすることを目的とする。

なお、極低出生体重児の場合は、長期に渡り入院していることが殆どであり、その間の母親の不安は非常に大きいことから、児の入院中から訪問を行い、母親等との良好な関係の構築を図ることで退院後の円滑な支援につなげることを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第１９条

【 概　　要 】

対 象 者　：未熟児養育医療受給者とその家族

周　　知　：未熟児養育医療申請時に保健師が保護者と面接し、訪問指導の承諾を得る

対　　応　：児退院後速やかに家庭訪問を行う

児の出生時体重１，５００ｇ未満の場合は、母親が退院後直ちに家庭訪問し家族の心理的サポートに努める

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
産婦	67件	71件	55件	39件	52件
母親	0件	0件	0件	0件	0件
新生児	3件	2件	4件	1件	5件
乳児	80件	85件	77件	53件	111件
幼児	7件	15件	15件	24件	6件
その他	0件	0件	0件	0件	0件
計	157件	173件	151件	117件	174件

※ 数値は延べ数

３ 乳児家庭全戸訪問事業

【 目　　的 】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とする。

【 根拠法令 】

児童福祉法

【 概　　要 】

新生児・妊産婦訪問、未熟児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問により、生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育状況等を把握。

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
出生数	1,904人	1,864人	1,917人	1,979人	2,212人
訪問数	1,872件	1,801件	1,875件	1,881件	2,040件

４ 継続支援者への訪問指導

【 目　　的 】

あらゆる事業を通じて、継続支援が必要とされた対象に対し、家庭訪問を行い、親子および家族の生活実態及びとりまく背景を把握しながら、必要な助言指導とサービス調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図ることを目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　：健康診査、健康相談、訪問指導等の結果、要継続支援としたもの
実　　施　：訪問指導

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
産婦	15人	10人	16人	29人	30人
新生児	15人	12人	11人	7人	20人
乳児	466人	322人	441人	436人	478人
幼児	523人	417人	526人	803人	932人
その他	2人	3人	6人	24人	24人
計	1,021人	764人	1,000人	1,299人	1,484人

※ 各種健康診査未受診者の訪問を含む
※ 妊婦に対する訪問は新生児・妊産婦訪問指導事業に計上。
※ 数値は延べ数

第5節　乳幼児健康診査

１　4か月児健康診査

【 目　　的 】

４か月児は先天異常、中枢神経系の異常、整形外科的障害が明らかになる時期であり、環境の変化及び刺激に対する反応が十分でなく保育者の戸惑いも大きい。この時期に疾病、異常（発達の遅れ、障害を含む）を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的とする。また育児、栄養についての援助・助言を行うことにより、児の健康の保持増進及び育児支援を図る。

【 根拠法令 】

母子保健法第１３条

【 概　　要 】

対 象 者　：所沢市内に居住する４か月０日から５か月１０日までの児
周　　知　：対象者全員に健診日の約２週間前までに封書にて個別通知
回　　数　：１人につき１回
担 当 者　：委託医療機関職員
内　　容　：問診、身体計測、診察、健診結果説明、相談

【 実　　績 】

(1)4か月児健康診査実施状況

①受診状況

	R7	R6	R5	R4	R3
該当児童数	1,929人	1897人	2,002人	2,121人	2,213人
受診児数	1,859人	1828人	1,877人	2,052人	2,067人
受診率	96.4%	96.4%	93.8%	96.7%	93.4%

②栄養の状況

	R7		R6	
	1か月時	3～4か月時	1か月時	3～4か月時
母乳栄養	331人	451人	331人	447人
混合栄養	1,235人	684人	1,268人	759人
人工栄養	291人	722人	228人	622人
未記入	2人	2人	1人	0人
計	1,859人	1,859人	1,828人	1,828人

③発育状況

	R7		R6		R5	
	体重	身長	体重	身長	体重	身長
10P以下	233人	282人	180人	195人	196人	206人
中	1,511人	1,489人	1,528人	1,561人	1,545人	1,580人
90P以上	115人	88人	120人	72人	136人	91人

※ パーセンタイル（P）：集団の中の計測値のばらつきをしめす指標。正規分布の平均値は50パーセンタイルに一致する。

④総合判定

	R7
異常なし	1,470人
既医療	109人
要経過観察	171人
要精密	40人
要治療	69人

※ 令和８年１月よりシステム及び健康診査票変更に伴い総合判定の表記を変更

	R6	R5	R4	R3
健康	1,398人	1,474人	1,622人	1,594人
要観察	187人	167人	195人	215人
要精健	37人	41人	34人	29人
要医療	66人	54人	63人	71人
既医療	140人	141人	138人	158人

⑤事後指導

	R7	R6	R5	R4	R3
要事後指導数	146件	150件	136件	129件	137件
要事後指導率	7.9%	8.2%	7.2%	6.3%	6.6%

(2)精密健康診査実施状況

	R7	R6	R5	R4	R3
心臓及び循環器の検査	2件	0件	2件	0件	1件
腹部及びヘルニアの検査	1件	0件	0件	1件	0件
皮膚の検査	3件	8件	6件	6件	7件
四肢及び脊柱の検査	18件	10件	7件	7件	9件
眼、耳、鼻及び咽頭の検査	2件	3件	3件	6件	0件
呼吸器の検査	0件	0件	0件	0件	0件
その他身体面の異常に関する検査	18件	17件	23件	14件	12件
計	44件	38件	41件	34件	29件

(3)新生児聴覚検査(初回検査)の状況

①検査実施状況　　※４か月健康診査時の問診票にて検査状況を確認している。

		R7	R6	R5	R4	R3
確認人数		1,848人	1,824人	1,872人	2,039人	2,050人
検査人数	自動ABR	1,833人	1,802人	1,820人	1,967人	1,957人
	OAE	9人	12人	25人	28人	38人
	方法不明	6人	10人	27人	44人	55人

検査未受診人数	8人	4人	3人	10人	11人
不明	3人	0人	2人	3人	6人

②検査結果

		R7		R6		R5	
		右	左	右	左	右	左
パス	自動ABR	1,827人	1,822人	1,796人	1,795人	1,809人	1,810人
	OAE	8人	8人	12人	12人	25人	25人
	検査方法不明	6人	6人	10人	10人	26人	27人
リファー(要再検査)	自動ABR	6人	11人	4人	6人	11人	10人
	OAE	1人	1人	0人	0人	0人	0人
	検査方法不明	0人	0人	0人	0人	1人	0人
結果不明		0人	0人	2人	1人	0人	0人

２ 10か月児健康診査

【 目　　的 】

１０か月は、乳児期のうち身体発育、精神発達、社会性の発達の面から重要な時期であり、それに伴い、食事・歯科衛生・育児全般の保護者による養育環境の整備も重要な要因となってくる。母子保健法に基づき、この１０か月の時期に総合的な健康診査を実施し、各種の疾病、異常（発達の遅れ、障害を含む）不適切な養育を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的とする。また、育児、栄養、歯科衛生についての指導、助言を行うことにより、児の健康の保持増進、育児支援を図る。

【 根拠法令 】

母子保健法第１３条

【 概　　要 】

対 象 者　：所沢市内に居住する１０か月０日から１２か月０日未満の児
周　　知　：対象者全員に健診該当月の２週間前までに封書にて個別通知
回　　数　：１人につき１回
担 当 者　：委託医療機関職員
内　　容　：問診、身体計測、診察、健診結果説明、相談

【 実　　績 】

(1)10か月児健康診査実施状況

①受診状況

	R7	R6	R5	R4	R3
該当児童数	1,912人	1,921人	2,064人	2,205人	2,203人
受診児数	1,855人	1,821人	1,931人	2,098人	2,076人
受診率	97.0%	94.8%	93.6%	95.1%	94.2%

②発育状況

	R7		R6		R5	
	体重	身長	体重	身長	体重	身長
10P以下	196人	281人	177人	249人	180人	254人
中	1427人	1,456人	1,444人	1,448人	1,524人	1,564人
90P以上	232人	118人	200人	124人	227人	113人

※ パーセンタイル（P）：集団の中の計測値のばらつきをしめす指標。正規分布の平均値は50パーセンタイルに一致する。

③総合判定

	R7	R6	R5	R4	R3
健康	1,463人	1,460人	1,598人	1,661人	1,623人
要観察	214人	207人	174人	234人	245人
要精健	32人	17人	25人	38人	26人
要医療	46人	39人	38人	44人	44人
既医療	100人	98人	96人	121人	138人

３ 1歳6か月児健康診査

【 目　　的 】

乳幼児健康診査は、こどもの疾病や成長・発達の異常を早期に発見し、適切な指導を行う。また、こどもが健全に育つための生育環境を整え、子育てに伴うストレスの軽減や虐待の早期発見・予防を行うことを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第１２条及び１３条

【 概　　要 】

対 象 者　：所沢市内に居住する１歳６か月から２歳未満の幼児
周　　知　：対象者全員に健診日の２週間前までに封書にて個別通知
回　　数　：年間３２回
受付時間　：１２：５０～１３：２０、１３：３０～１４：００
担 当 者　：医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、看護師、栄養士、事務職、心理相談員
内　　容　：受付、問診、身体計測、歯科診察、内科診察、健診結果説明、歯科相談、栄養相談、ことばや発達の相談

【 実　　績 】

(1)1歳6か月児健康診査実施状況

①受診状況

	R7	R6	R5	R4	R3
該当児童数	1,847人	2,086人	2,198人	2,214人	2,286人
受診児数	1,762人	2,021人	2,106人	2,122人	2,168人
受診率	95.4%	96.9%	95.8%	95.8%	94.8%

②歯科診察

ア）歯の状況		R7	R6	R5	R4	R3
		1,762人受診	2,021人受診	2,106人受診	2,122人受診	2,168人受診
むし歯のない児		1,752人	2,009人	2,096人	2,114人	2,157人
	O_{1}型	1,213人	1,384人	1,435人	1,403人	1,418人
	O_{2}型	539人	625人	661人	711人	739人
	不詳	0人	0人	0人	0人	0人
むし歯のある児		10人	12人	10人	8人	11人
	A型	9人	10人	10人	8人	9人
	B型	1人	2人	0人	0人	0人
	C型	0人	0人	0人	0人	2人
	不詳	0人	0人	0人	0人	0人

01型：むし歯なし、口腔環境良い　A型：奥歯又は前歯にむし歯　C型：下前歯にむし歯
02型：むし歯なし、口腔環境悪い　B型：奥歯と前歯にむし歯

イ）むし歯の状況	R7	R6	R5	R4	R3
むし歯の総数	20本	33本	30本	20本	29本
うち未処置歯	17本	33本	28本	20本	26本
うち処置歯	3本	0本	2本	0本	3本

ウ）歯科診察所見	R7	R6	R5	R4	R3
清掃不良のある児	15人	－	－	－	－
軟組織に異常のある児	136人	138人	130人	125人	90人
不正咬合のある児	153人	178人	165人	176人	169人

※ 数値は延べ数

③発育状況

	R7		R6		R5	
	体重	身長	体重	身長	体重	身長
10P以下	141人	229人	146人	204人	156人	197人
中	1,419人	1,436人	1,587人	1,638人	1,671人	1,717人
90P以上	200人	95人	288人	179人	279人	192人

※ パーセンタイル（P）：集団の中の計測値のばらつきをしめす指標。正規分布の平均値は50パーセンタイルに一致する。

④総合判定

	R7
異常なし	1,420人
既医療	123人
要経過観察	167人
要精密	35人
要治療	17人

※ 令和８年１月よりシステム及び健康診査票変更に伴い総合判定の表記を変更

	R6	R5	R4	R3
健康	1,650人	1,704人	1,744人	1,712人
要観察	195人	207人	202人	269人
要精健	46人	40人	47人	38人
要医療	11人	8人	18人	12人
既医療	119人	147人	111人	137人

⑤相談利用者数

	R7	R6	R5	R4	R3
保健相談	1,269件	1,463件	1,545件	1,637件	1,644件
歯科相談	463件	546件	571件	532件	521件
栄養相談	317件	370件	437件	341件	333件
心理相談	77件	91件	96件	107件	113件

⑥要事後指導数

	R7		R6		R5		R4		R3	
受診児数	1,762人		2,021人		2,106人		2,122人		2,168人	
保健師	294件	16.7%	303件	15.0%	316件	15.0%	449件	21.2%	590件	27.2%
歯科衛生士	7件	0.4%	13件	0.6%	9件	0.4%	4件	0.2%	8件	0.4%
栄養士	1件	0.1%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
計	302件	17.1%	316件	15.6%	325件	15.4%	453件	21.4%	598件	27.6%

(2)精密健康診査実施状況

	R7	R6	R5	R4	R3
紹介状発行数	36件	47件	38件	49件	44件

※ 数値は延べ数

４ 3歳児健康診査

【 目　　的 】

３歳児は、自我に目覚め、母子分離が進み、人間としての人格形成に重要な時期である。この時期に身体発育及び運動・精神発達のチェック、尿検査、視聴覚検査、歯科診察、生活習慣のチェック等、多角的な健診だけではなく、総合的な指導の機会となる。しつけ・保育に関する相談や、予防接種の勧奨等、必要な助言・指導を行い、幼児の健全育成を図る。あわせて保護者に対する育児支援を行うことを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第１２条及び１３条

【 概　　要 】

対 象 者　：所沢市内に居住する３歳３か月児から４歳未満の幼児
周　　知　：対象者全員に健診日の２週間前までに封書にて個別通知
回　　数　：年間３５回
受付時間　：１２：５０～１３：２０、１３：３０～１４：００
担 当 者　：医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士、事務職、看護師、心理相談員
内　　容　：受付、検尿、問診、歯科診察、身体計測、内科診察、健診結果説明、歯科相談、栄養相談、心理相談

【 実　　績 】

(1)3歳児健康診査実施状況

①受診状況

	R7	R6	R5	R4	R3
該当児童数	2,072人	2,216人	2,301人	2,243人	2,388人
受診児数	1,933人	2,146人	2,193人	2,201人	2,253人
受診率	93.3%	96.8%	95.3%	98.1%	94.3%

②視聴覚検査（アンケート方式）の実施状況

			R7	R6	R5	R4	R3
検査を行った	視力検査	はい	1,745人	1,943人	1,996人	2,012人	2,154人
		いいえ	188人	203人	197人	189人	99人
	聴力検査	はい	1,753人	1,935人	1,981人	1,964人	2,053人
		いいえ	180人	211人	212人	237人	200人

③歯科診察

ア）歯の状況	R7	R6	R5	R4	R3
	1,933人受診	2,146人受診	2,193人受診	2,201人受診	2,253人受診
むし歯のない児	1,854人	2,045人	2,083人	2,065人	2,087人
0型	1,854人	2,045人	2,083人	2,065人	2,087人
不詳	0人	0人	0人	0人	0人
むし歯のある児	79人	101人	110人	136人	166人
A型	60人	84人	85人	110人	138人
B型	14人	14人	20人	22人	22人
C_1型	1人	0人	0人	1人	1人
C_2型	4人	3人	5人	3人	5人

0型：むし歯ない
A型：奥歯又は前歯にむし歯　　B型：奥歯と前歯にむし歯　　C型：下前歯にむし歯

イ）むし歯の状況	R7	R6	R5	R4	R3
むし歯の総数	269本	280本	330本	736本	882本
うち未処置歯	220本	219本	227本	368本	441本
うち処置歯	42本	38本	60本	305本	378本
うちサポライド塗布歯	7本	23本	43本	63本	63本

ウ）歯科診察所見	R7	R6	R5	R4	R3
清掃不良のある児	24人	－	－	－	－
軟組織に異常のある児	39人	41人	37人	31人	35人
不正咬合のある児	309人	372人	303人	298人	293人

※ 数値は延べ数

④発育状況（肥満度）

身体計測児童数	R7	R6	R5	R4	R3
	1,928人	2,144人	2,191人	2,199人	2,248人
-20%以下	1人	0人	0人	0人	1人
-20%を超え　-15%未満	2人	5人	6人	4人	4人
-15%以上　+15%未満	1,783人	1,981人	2,036人	2,034人	2,088人
+15%以上　+20%未満	91人	107人	94人	104人	105人
+20%以上	51人	51人	55人	57人	50人

⑤総合判定

	R7
異常なし	1,459人
既医療	125人
要経過観察	114人
要精密	222人
要医療	13人

※ 令和８年１月よりシステム及び健康診査票変更に伴い総合判定の表記を変更

	R6	R5	R4	R3
健康	1,641人	1,684人	1,805人	1,856人
要観察	128人	88人	68人	213人
要精健	232人	247人	192人	33人
要医療	7人	9人	7人	20人
既医療	138人	165人	129人	131人

⑥相談利用者数

	R7	R6	R5	R4	R3
保健相談	1,366件	1,566件	1,556件	1,554件	1,584件
歯科相談	192件	282件	235件	263件	282件
栄養相談	96件	132件	144件	93件	104件
心理相談	75件	81件	101件	96件	114件

⑦要事後指導数

	R7		R6		R5		R4		R3	
受診児数	1,933人		2,146人		2,193人		2,201人		2,253人	
保健師	298件	15.4%	313件	14.6%	316件	14.4%	286件	13.0%	176件	7.8%
歯科衛生士	19件	1.0%	23件	1.1%	38件	1.7%	37件	1.7%	35件	1.6%
栄養士	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
計	317件	16.4%	336件	15.7%	354件	16.1%	323件	14.7%	211件	9.4%

⑧尿検査実施状況（一次検尿結果）

	R7	R6	R5	R4	R3
検査児数	1,678人	1,831人	1,827人	1,860人	1,957人
異常なし	1,525人	1,632人	1,604人	1,422人	1,579人
蛋白	149人	99人	142人	346人	310人
潜血	5人	33人	38人	49人	50人
糖	3人	1人	1人	4人	0人
白血球	−	94人	83人	73人	54人

⑨屈折検査実施状況

	R7	R6	R5
検査児数	1,931人	2,146人	2,193人
異常なし	1,801人	2,022人	2,076人
異常あり	122人	101人	108人
測定不可	8人	23人	9人

(2)精密健康診査実施状況(紹介状発行理由延件数)

分類	R7	R6	R5	R4	R3
心臓・循環器査	2件	3件	3件	3件	1件
消化器	0件	0件	0件	1件	1件
呼吸器	0件	0件	0件	0件	0件
皮膚	1件	0件	4件	0件	1件
四肢・脊柱	5件	3件	2件	4件	1件
眼	172件	179件	201件	152件	3件
耳・鼻	12件	3件	4件	2件	0件
咽頭	0件	0件	0件	0件	0件
その他	43件	59件	48件	34件	26件
計	235件	247件	262件	196件	33件

５ 3歳児健康診査 事後管理指導事業

【 目　　的 】

３歳児は幼児期において身体発育及び精神発達の面で最も重要な時期である。３歳児健康診査は、特に視覚・聴覚障害や腎疾患、知的・発達障害等の早期発見及び、虐待予防のための育児支援に役立たせる重要な場である。本事業は、全ての健康診査対象児に必要な指導を行い、幼児の健全育成を図る。

【 根拠法令 】

母子保健法１２条及び１３条、児童虐待の防止等に関する法律

【 概　　要 】

対 象 者　：（１）視覚検査二次指導対象児

・ 視覚検査の結果や内科診察所見などから、医師が総合的に判断し要経過観察・要精密検査の対象となった児

なお、眼科医療機関からの精検結果の返信で受診確認ができた場合は保護者への電話等は行わない

（２）尿検査要観察児

・ 二次検尿未受診児に対して、二次検尿該当日に２回未提出の時点で、二次検尿受診勧奨はがきを送付する

すでに４歳を過ぎて二次検尿を受けられない児、医療機関等の受診を希望された児等を除く

・ 二次検尿要医療児に対して、結果送付の約１～２か月後に連絡のない児に対して、電話等にて受診確認を行う

【 実　　績 】

(1)視覚検査二次指導対象児の状況

① 屈折検査導入後（令和４年７月以降）

	R7	R6	R5
要経過観察児	5人	8人	3人
要精密検査児	172人	179人	201人
異常なし	17人	23人	21人
経過観察	78人	92人	107人
要治療	34人	21人	26人
未受診	43人	43人	47人

② 屈折検査導入前（令和４年６月まで）

	R4	R3
要観察児童	30人	122人
所見あり	9人	25人
所見なし	4人	21人
未受診	17人	76人

(2)尿検査要観察児の状況

①二次検尿未受診児の状況

	R7	R6	R5	R4	R3
はがきによる受診勧奨児	27人	52人	65人	111人	85人

②二次検尿結果

	R7	R6	R5	R4	R3
対象児数	153人	198人	230人	436人	391人
検査児数	117人	139人	161人	320人	287人
異常なし	105人	94人	123人	257人	269人
蛋白	4人	8人	6人	10人	17人
潜血	2人	7人	10人	13人	8人
糖	0人	0人	0人	0人	0人
白血球	2人	26人	14人	29人	23人
沈査	2人	24人	19人	32人	28人
比重	2人	6人	8人	9人	7人

※ 対象児数：当該年度に二次検尿対象となった児のため、尿検査実施状況の要二次検尿数とは一致しない

６ 3歳児フッ化物塗布

【 目　　的 】

幼児の歯科保健対策として、むし歯予防に有効なフッ化物塗布を実施することにより、幼児の健全な育成を促すとともに、幼児期から「かかりつけ歯科医」を持つことにつなげる。更にその保護者も一緒に定期的な歯科検診を促すことにより、市民の生涯にわたる歯科保健に対する意識の向上を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第９条、第１０条
歯科口腔保健の推進に関する法律第7条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条

【 概　　要 】

対 象 者　：３歳児健康診査を受診し、フッ化物塗布券の交付を受けた幼児
なお、フッ化物塗布券には有効期限を設け、発行日（３歳児健康診査受診日）から６か月以内に実施するものとする
周　　知　：３歳児健康診査の会場において､フッ化物塗布券を発行する
回　　数　：１人につき１回
実施機関　：市内協力歯科医院
実施内容　：歯ブラシゲル法によるフッ化物塗布

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
該当児童数	1,933人	2,146人	2,193人	2,201人	中止
受診児数	387人	439人	407人	350人	
受診率	20.0%	20.5%	18.6%	15.9%	

※ 令和２、３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

７ 健康診査受診勧奨事業

【 目　　的 】

所沢市児童虐待予防に関する家庭支援実施要領に基づき、児童虐待が起こりやすい要因を抱えた家庭（健康診査未受診児のいる家庭）の状況を的確に把握し、当該ハイリスク家庭を支援することにより、児童虐待の発生予防を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法１２条及び１３条、児童虐待の防止等に関する法律４条及び５条

(1)4か月児健康診査受診勧奨事業

【 概　　要 】

４か月児健康診査該当期間の健康診査未受診児及び該当日までに転入した児を対象に、乳児全戸訪問の実施状況を踏まえながら電話または訪問により受診勧奨や状況確認を実施。

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
対象児数	550人	426人	192人	398人	483人
電話対象者数	543件	382件	151件	344件	424件
訪問対象者数	7件	44件	41件	54件	59件

(2)1歳6か月児健康診査受診勧奨事業

【 概　　要 】

１歳８か月と１歳１０か月時点で未受診者に対して受診勧奨のための訪問や通知にて状況確認を行い必要な支援を行う。
※訪問不在時や通知対象者には返信ハガキを同封し児の状況を保護者に返信依頼。

【 実　　績 】

		R7	R6	R5	R4	R3
対象児数		217人	229人	181人	224人	245人
家庭訪問	実数	52人	61人	65人	116人	129人
	延数	67人	78人	80人	133人	149人
郵送	通知対象者数	197人	154人	116人	88人	93人
	返信数	9人	13人	10人	26人	4人

(3)3歳児健康診査受診勧奨事業

【 概　　要 】

３歳５か月と３歳９か月時点で未受診者に対して受診勧奨のための訪問や通知にて状況確認を行い必要な支援を行う
※訪問不在時や通知対象者には返信ハガキを同封し児の状況を保護者に返信していただく

【 実　　績 】

		R7	R6	R5	R4	R3
対象児数		375人	301人	313人	358人	365人
家庭訪問	実数	42人	41人	47人	187人	191人
	延数	49人	50人	57人	209人	220人
郵送	通知対象者数	363人	258人	273人	159人	153人
	返信数	18人	40人	31人	17人	8人

８ 各健康診査受診率

	R7	R6	R5	R4	R3
４か月	96.4%	96.4%	93.8%	96.7%	93.4%
１０か月	97.0%	94.8%	93.6%	95.1%	94.2%
１歳６か月	95.4%	96.9%	95.8%	95.8%	94.8%
３歳	93.3%	96.8%	95.3%	98.1%	94.3%
４健診	95.5%	96.2%	94.6%	96.4%	94.2%

※対象者数：各年度、４月～３月対象者への通知発送数
※受診者数：他市での受診は含まない。４か月、１０か月は協力医療機関で受診したもの。
　　１歳６か月、３歳は集団健診受診のみ。
※他市で受診済みで転入したものは含まれない。
※市の健診票発送後、転出したものは対象者には含まれる。

第6節　健康教育

1 プレママクラス

【 目　　的 】
　妊娠期を健康に過ごすために必要な栄養と食事に関する適切な情報や助言を提供することにより、それらに関する不安の軽減を図り、望ましい食習慣の実践につなげる機会とする。また、核家族化が進む中で地域における仲間づくりを促すことを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法第９条、第１０条
歯科口腔保健の推進に関する法律第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例第８条

【 概　　要 】
対 象 者　：市内住民登録のある対象出産予定月の妊婦及びそのパートナー
周　　知　：妊娠届出時に、事業案内ちらしを配布
　　市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間各６回
時　　間　：栄養　　（１０：３０～１２:３０）
　　歯科　　（１３：１５～１５:１５）
担 当 者　：栄養士、歯科衛生士
内　　容　：栄　　養　：妊娠中の食生活について、デモンストレーションと試食
　　歯　　科　：お母さんのお口の健康について、歯科健診等

【 実　　績 】
(1)栄養

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	120人	120人	120人	120人	80人
申込み数	96人	65人	54人	63人	54人
申込み率	80.0%	54.1%	45.0%	52.5%	67.5%
参加者数（妊婦）	82人	56人	46人	49人	47人
配偶者	31人	11人	9人	6人	4人
同伴者	0人	0人	0人	0人	0人

(2)歯科

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	120人	120人	120人	120人	80人
申込み数	116人	89人	63人	54人	41人
申込み率	96.7%	74.2%	52.5%	45.0%	51.3%
参加者数（妊婦）	109人	83人	59人	50人	37人
配偶者	36人	11人	7人	6人	3人
同伴者	1人	1人	0人	0人	0人

２ 両親学級

【 目　　的 】
　妊娠・分娩・育児に関する適切な情報や助言を提供することにより、それらへの漠然とした不安の軽減を図り、夫婦で互いに協力しあいながら分娩や子育てへの積極的な取り組みが出来るよう促す。同時に、本事業を同様な立場にある者との交流の場とし、地域における仲間づくりを促すことを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法第９条、第１０条

【 概　　要 】
対 象 者　：市内住民登録のある対象出産予定月の初産婦及びそのパートナー
　　２４組（当日夫婦で参加できる者）
周　　知　：妊娠届出・市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間１２回
時　　間　：９：３０～１１：３０
担 当 者　：保健師、助産師
内　　容　：沐浴実習・パートナーとできる妊婦体操

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	288組	288組	192組	288組	228組
申込み組数	288組	281組	162組	398組	212組
申込み率	100.0%	97.6%	84.4%	138.2%	93.0%
参加者数	266組	253組	158組	239組	204組

３ 産後ママクッキング

【 目　　的 】
　産後における母が、自身の体を回復するために必要な栄養と食事に関する適切な情報を提供し、望ましい食習慣の実践につなげる機会とする。本事業を同様な立場である母同士の交流の場とし、母親支援を図る。

【 根拠法令 】
母子保健法第９条

【 概　　要 】
対 象 者　：生後３～４か月の乳児と母親
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年６回
時　　間　：１０：００～１２：３０
担 当 者　：栄養士、助産師
内　　容　：栄養士講話、調理実習

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	144人	144人	144人	120人	120人
申込者	103人	93人	127人	113人	98人
申込み率	71.5%	64.6%	88.2%	94.2%	81.7%
参加者数	87人	77人	111人	91人	81人

４ 離乳食教室

(1)離乳食教室(ごっくん期)

【 目　　的 】
　児の発育・発達の状況に合わせた離乳食の進め方、作り方を学ぶことにより離乳食づくりの不安の軽減を図る。同時に本事業を実施することにより地域における仲間づくりを促すことを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法　第９条

【 概　　要 】
対 象 者　：５、６か月の乳児と保護者２０組
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間１７回
時　　間　：１０：００～１１：１５
担 当 者　：栄養士、助産師
内　　容　：栄養士講話、個別相談

【 実　　績 】
①参加状況

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	328人	336人	360人	360人	360人
申込者	279人	289人	306人	313人	297人
申込み率	85.1%	86.0%	85.0%	86.9%	82.5%
参加者（児）数	230人	254人	247人	274人	245人

②母親以外の同伴者内訳

	R7	R6	R5	R4	R3
父	40人	45人	30人	5人	0人
その他	2人	0人	1人	0人	0人
計	42人	45人	31人	5人	0人

(2)離乳食教室(もぐもぐ期)

【 目　　的 】
　児の発育・発達の状況に合わせた離乳食の進め方、作り方を学ぶことにより離乳食づくりの不安の軽減を図る。同時に本事業を実施することにより地域における仲間づくりを促すことを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法　第９条

【 概　　要 】
対 象 者　：７か月、８か月の乳児と保護者２０組
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間１４回
時　　間　：１０：００～１１：３０
担 当 者　：栄養士、歯科衛生士
内　　容　：栄養士講話、歯科衛生士講話、試食、個別相談

【 実　　績 】

①参加状況

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	280人	240人	240人	240人	240人
申込者	239人	229人	235人	235人	226人
申込み率	85.4%	95.4%	97.9%	97.9%	94.2%
参加者（児）数	205人	206人	194人	207人	185人

②母親以外の同伴者内訳

	R7	R6	R5	R4	R3
父	25人	25人	19人	2人	0人
その他	1人	3人	0人	0人	0人
計	26人	28人	19人	2人	0人

(3)離乳食教室(かみかみ期)

【 目　　的 】

児の発育・発達の状況に合わせた離乳食の進め方を学ぶ。調理実習・試食をとおして、大人の食事から取り分けて作る方法、味付けについて学び、離乳食づくりの不安の軽減を図る。本事業を実施することにより地域における仲間づくりを促すことを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法　第９条

【 概　　要 】

対 象 者　：１０か月～１１か月の乳児と保護者２０組
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間６回
時　　間　：１０：００～１１：３０
担 当 者　：栄養士
内　　容　：栄養士講話、調理のデモンストレーション、試食

【 実　　績 】

①受講状況

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	120人	120人	120人	120人	120人
申込者	113人	95人	113人	109人	113人
申込み率	94.2%	79.2%	94.2%	90.8%	94.2%
参加者（児）数	97人	80人	94人	93人	99人

②参加者内訳

		R7	R6	R5	R4	R3
内訳	母	96人	78人	94人	93人	99人
	子	97人	80人	94人	93人	98人
	父	10人	2人	0人	0人	0人

(4)離乳食教室(ぱくぱく期)

【 目　　的 】

児の発育・発達の状況に合わせた離乳食の進め方、作り方を学ぶことにより離乳食づくりの不安の軽減を図る。同時に本事業を実施することにより地域における仲間づくりを促すことを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法　第９条

【 概　　要 】

対 象 者　：１歳０か月～１歳３か月の幼児と保護者２０組
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間６回
時　　間　：１０：００～１１：３０
担 当 者　：栄養士、歯科衛生士
内　　容　：栄養士講話、歯科衛生士講話、試食、個別相談

【 実　　績 】

①参加状況

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	120人	120人	120人	120人	120人
申込者	115人	89人	113人	113人	96人
申込み率	95.6%	74.2%	94.2%	94.2%	80.0%
参加者（児）数	86人	62人	99人	87人	89人

②母親以外の同伴者内訳

	R7	R6	R5	R4	R3
父	6人	5人	4人	0人	0人
その他	0人	0人	2人	0人	0人
計	6人	5人	6人	0人	0人

５ その他の健康教育

⑴依頼教育

【 目　　的 】
　母子の健康保持を図るため、妊娠・出産・育児に関する知識を普及啓発することを目的とする。

【 概　　要 】
地区及び団体等からの依頼に対して実施。

【 実　　績 】

		R7	R6	R5	R4	R3
保健	回数	32回	26回	29回	44回	26回
	延べ人数	856人	514人	599人	694人	420人
栄養	回数	5回	8回	9回	8回	11回
	延べ人数	72人	122人	134人	162人	145人
歯科	回数	9回	8回	6回	8回	8回
	延べ人数	229人	171人	120人	125人	125人

⑵講演会

【 目　　的 】
　少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等社会の変化に伴い、育児不安を抱えた保護者も少なくない。地域の子育て支援力を高めるとともに親子の孤立化を防ぎ、こどもの健やかな成長を推進していくため本事業を実施する。

【 根拠法令 】
母子保健法、健康増進法

【 実　　績 】

年度	テーマ	講師
R7	おうち性教育「からだやこころを大切に」 ～しあわせに生きるために～	埼玉医科大学病院産婦人科 医師　高橋　幸子氏
R6	はじめよう！おうち性教育	埼玉医科大学病院産婦人科 医師　高橋　幸子氏
R5	中止	
R4	親子でハッピー育児のストレス解消	NPOえじそんくらぶ代表　高山　恵子氏
R3	赤ちゃんとあ・そ・ぼ ※オンライン講演会	作業療法士　久米　洋子氏

第7節　全乳幼児健康相談

【 目　　的 】

乳幼児の保護者に対し、乳幼児の心身の健康に関する個別相談を行って健康の保持増進を図り、保護者の子育てを支援する。また、地域（公民館）での実施においては、相談と同時に母親、母子愛育班員、保健師との交流の場を設けて、地域における子育てネットワークづくりの推進を目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第９条、１０条

1 身体計測･相談会

【 概　　要 】

対 象 者　：就学前の乳幼児とその保護者
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間６回
受付時間　：９：３０～１０：３０
担 当 者　：保健師、栄養士、歯科衛生士、看護師、理学療法士、事務職
内　　容　：身体測定、個別相談

【 実　　績 】

	R7	R6	R5	R4	R3
実施回数	6回	6回	6回	12回	11回
参加者数	169人	217人	268人	310人	279人
保健相談数	92人	103人	162人	162人	147人
栄養相談数	65人	92人	75人	117人	102人
歯科相談数	44人	44人	31人	48人	40人
二次指導数	5件	2件	3件	10件	13件

2 乳幼児健康相談

【 概　　要 】

対 象 者　：就学前の乳幼児とその保護者
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間１２回
内　　容　：栄養士、歯科衛生士による相談

【 実　　績 】

	R7				R6			
	実施回数	相談児数			実施回数	相談児数		
		総数	乳児	幼児		総数	乳児	幼児
離乳食のおはなし会	12回	栄養 51人	41人	10人	12回	栄養 49人	43人	6人
		※歯科 25人	17人	8人		※歯科 12人	8人	4人
乳幼児の食事相談	12回	17人	10人	7人	12回	13人	11人	2人
歯科相談	12回	8人	6人	2人	12回	9人	4人	5人
計	36回	76人	57人	19人	36回	71人	58人	13人

※ 総数の内、歯科分

３ 離乳食と歯のおはなしサロン

【 概　　要 】
対 象 者　：５か月～１８か月の乳幼児とその保護者
周　　知　：広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間４回
会　　場　：狭山ケ丘コミュニティセンター
開催時間　：１０：００～１１：００
担 当 者　：栄養士・歯科衛生士
内　　容　：栄養士・歯科衛生士の講話

【 実　　績 】

	R7			R6			R5		
	乳児	幼児	総数	乳児	幼児	総数	乳児	幼児	総数
栄養相談	44人	11人	55人	26人	8人	34人	23人	8人	31人
歯科相談	34人	11人	45人	23人	6人	29人	14人	8人	22人

※ 歯科相談件数：総数の内歯科分

４ 面接相談

【 目　　的 】
あらゆる事業を通じて把握された乳幼児及び保護者等に対し、児の発育発達及び保護者の心身の状況を把握し、必要な助言指導を行い、乳幼児の健全育成を図ると共に保護者の育児支援を行う。

【 概　　要 】
対 象 者　：乳幼児とその保護者、その他必要な者
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知

【 実　　績 】

R7	R6	R5	R4	R3
1,661人	4,020人	1,975人	3,592人	3,672人

※ 令和６年度は妊娠届出時の面談数含む

５ 電話相談

【 目　　的 】

身近で適時にできる育児相談の機会として、さまざまな状況の保護者および家族等の相談に対応し、指導助言を行うと共に、継続支援を必要とする対象の把握のきっかけとする。また、継続支援対象者への支援方法の１つとし、乳幼児の健全育成と共に保護者の育児支援を目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　：乳幼児とその保護者、その他必要な者
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイド等にて周知
時　　間　：沢市保健センター開庁時間

【 実　　績 】

(1)保健相談

	R7	R6	R5	R4	R3
妊婦	855件	946件	399件	579件	783件
産婦	137件	134件	222件	246件	290件
新生児	1,375件	1,448件	513件	514件	717件
乳児	3,677件	3,389件	2,829件	2,884件	3,385件
幼児	2,687件	2,619件	3,741件	3,682件	4,120件
その他	107件	58件	27件	25件	25件
計	8,838件	8,594件	7,731件	7,930件	9,320件

(2)栄養相談

	R7	R6	R5	R4	R3
妊婦	0件	0件	0件	3件	2件
保護者	0件	134件	86件	96件	138件
乳児	25件	105件	69件	69件	98件
幼児	85件	30件	18件	25件	34件
その他	1件	1件	1件	0件	2件
計	111件	270件	174件	193件	274件

(3)歯科相談

	R7	R6	R5	R4	R3
妊婦	0件	2件	0件	1件	0件
保護者	0件	38件	99件	75件	118件
乳児	7件	4件	23件	18件	26件
幼児	13件	31件	77件	54件	93件
小学生	0件	3件	0件	0件	0件
その他	0件	0件	0件	3件	2件
計	20件	78件	199件	151件	239件

第8節　歯科保健

１　2歳児歯科健康教室

【 目　　的 】

１歳６か月児歯科健康診査の事後措置として位置づけ、幼児歯科健康診査（１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査）の管理体制の一環として幼児期におけるむし歯予防とその早期発見、助言の徹底を目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第９条、第10条
歯科口腔保健の推進に関する法律第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例第８条

【 概　　要 】

対 象 者　：２歳３か月児から２歳８か月児　　１回３０名
周　　知　：市ホームページ・広報・健康ガイドにて周知
回　　数　：年間１２回
受付時間　：１２：４５～１３：１５
担 当 者　：歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士
内　　容　：受付、問診、歯科健康診査、歯みがき指導、エプロンシアター、フッ化物塗布、個別相談（歯科相談、保健相談、栄養相談）

【 実　　績 】

(1)実施状況

	R7	R6	R5	R4	R3
定員	360人	360人	360人	360人	500人
申込児数	310人	292人	298人	232人	259人
受診児数	288人	269人	277人	217人	246人

(2)歯科健康診査

ア．歯の状況

	R7		R6		R5		R4		R3	
むし歯なし	287人	99.6%	268人	99.6%	276人	99.6%	215人	99.1%	244人	99.2%
むし歯あり	1人	0.4%	1人	0.4%	1人	0.4%	0人	0.9%	2人	0.8%

イ．むし歯の状況

	R7	R6	R5	R4	R3
むし歯の総数	1本	2本	6本	8本	4本
うち未処置歯	1本	2本	5本	8本	4本
うち処置歯	0本	0本	1本	0本	0本

ウ．歯の汚れの状況

	R7	R6	R5	R4	R3
きれい	250人	230人	229人	186人	217人
ふつう	36人	36人	42人	30人	27人
汚れている	2人	3人	6人	1人	2人

エ．歯科健康診査所見

	R7	R6	R5	R4	R3
歯肉粘膜	10人	11人	14人	8人	3人
不正咬合	39人	47人	24人	20人	34人
その他	31人	28人	16人	15人	16人

(3)相談状況

		R7	R6	R5	R4	R3
歯科相談	実数	97人	76人	102人	60人	57人
	延べ数	97人	76人	102人	60人	57人
栄養相談	実数	143人	136人	134人	117人	136人
	延べ数	143人	136人	134人	117人	136人
保健相談	実数	109人	105人	119人	91人	101人
	延べ数	109人	105人	119人	91人	101人

(4)二次指導

	R7	R6	R5	R4	R3
歯科衛生士	1人	1人	1人	2人	2人
栄養士	0人	0人	0人	0人	0人
保健師	16人	３人	13人	18人	14人

２ 障害児歯科保健指導

【 目　　的 】

障害児施設における園児のむし歯予防、むし歯の早期発見、歯みがきの習慣化、正しい食習慣を身につけることにより口腔の健康を保持、増進させることを目的とする。

【 根拠法令 】

母子保健法第９条、第１０条
歯科口腔保健の推進に関する法律第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例第８条

【 概　　要 】

対 象 者　：市内の障害児施設（２施設）に通園する園児
回　　数　：歯科健康診査及び歯科保健指導：年１回
　　歯科保健指導（事後指導）：年１回
実施時間　：９：００～１２：００
担 当 者　：歯科医師、歯科衛生士
内　　容　：歯科健康診査、歯ブラシの適正判定、歯科衛生士講話、歯みがき指導、歯科健康診査結果説明、歯科健康診査結果の報告

【 実　　績 】

(1)歯科健康診査

	R7		R6	
	かしの木学園	松原学園	かしの木学園	松原学園
対象年齢	乳児～就学前	満3歳～就学前	乳児～就学前	満3歳～就学前
対象児数	15人	30人	19人	30人
実施児数	15人	29人	19人	30人

(2)歯科健康診査所見

			R7		R6	
			かしの木学園	松原学園	かしの木学園	松原学園
実施児数			15人	29人	19人	30人
むし歯	未処置歯		0本	6本	0本	16本
	処置歯数		0本	4本	0本	４本
	総本数		0本	10本	0本	20本
	処置歯率		0.0%	40.0%	0.0%	0.2%
	一人平均むし歯本数		0.0本	0.3本	0.0本	0.7本
罹患状況	むし歯保有者	有	0人	4人	0人	2人
		無	15人	25人	19人	28人
	罹患率		0.0%	13.8%	0.0%	6.7%
清潔度	きれい		14人	29人	19人	30人
	少ない		1人	0人	0人	0人
	多い		0人	0人	0人	0人
歯肉炎			0人	0人	0人	0人
未萌出			0人	0人	0人	0人
不正咬合			1人	3人	3人	1人

(3)歯科保健指導

	R7		R6	
	かしの木学園	松原学園	かしの木学園	松原学園
実施児数	14人	16人	16人	23人

第９節　児童虐待予防に関する家庭支援

【 目　　的 】
　児童虐待が起こりやすい要因を抱えた家庭（ハイリスク家庭）の状況を的確に把握し、適切な支援を行うことにより、児童虐待の発生予防を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律

【 概　　要 】
- 精神科医師・福祉系大学教員をスーパーバイザーに、虐待ハイリスク家庭の事例検討会を実施
- 乳幼児健康診査の未受診者のいる家庭等に対して、保健師等が訪問等により児童及び家庭の状況の的確な把握に努める

【 実　　績 】
(1)事例検討会
内　　容　：ハイリスク家庭への適切な援助を行うため事例検討会を実施
開催回数　：精神科医師をスーパーバイザーとする事例検討会１回
　　福祉系大学教員をスーパーバイザーとする事例検討会２回

(2)健診未受診者把握事業
内　　容　：健診該当期間を過ぎても受診のなかった児のうち、他市町村・他機関での受診を確認出来なかった児について、こども相談担当に把握を依頼する
　　こども相談担当の把握の結果を確認し、必要なケースは継続ケースとして支援を行う ※未受診者には他市町村・他機関で受診したものも含む

状　　況
４か月児健康診査未受診者把握状況

	R7	R6	R5	R4	R3
未受診者	45人	85人	108人	89人	142人
こども相談担当への把握依頼者	17人	31人	28人	32人	39人

１歳６か月児健康診査未受診者把握状況

	R7	R6	R5	R4	R3
未受診者	64人	61人	42人	84人	132人
こども相談担当への把握依頼者	12人	22人	28人	30人	18人

３歳児健康診査未受診者把握状況

	R7	R6	R5	R4	R3
未受診者	101人	87人	95人	116人	138人
こども相談担当への把握依頼者	14人	59人	49人	54人	59人

第10節　母子保健地区組織活動育成事業

1　所沢市母子愛育会育成事業

【 目　　的 】
　所沢市内の母子愛育班の連携を図り、その健全な運営を確保し、市民の健康保持、増進に寄与することを目的に組織化された母子愛育班をサポートし、円滑な活動を促すことを目的とする。

【 根拠法令 】
母子保健法　第９条

【 概　　要 】
対 象 者　：市内６地区の母子愛育班員
担 当 者　：保健師
内　　容　：保健師が愛育班の活動についてサポートを行っている。愛育班活動の内容として、声かけ訪問、諸会議の開催、研修会や自主事業の実施等

(1)組織図

（班員数　１１７人　令和８年３月末現在）



(2)活動実績

			R7	R6	R5	R4	R3
教育研修事業		実施延回数	2回	3回	3回	6回	2回
		班員参加延人員	2人	7人	3人	33人	2人
事業協力	妊産婦	参加延回数	0回	0回	0回	0回	0回
		班員参加延人員	0人	0人	0人	0人	0人
	成老人	参加延回数	1回	1回	0回	2回	2回
		班員参加延人員	3人	2人	0人	5人	5人
	乳幼児	参加延回数	52回	78回	70回	70回	57回
		班員参加延人員	174人	250人	254人	276人	238人
	その他	参加延回数	30回	37回	5回	4回	4回
		班員参加延人員	121人	121人	7人	20人	4人
愛育班自主事業	会議	実施延回数	57回	69回	66回	71回	56回
		班員出席延人員	490人	575人	546人	589人	496人
	研修	実施延回数	10回	12回	12回	8回	4回
		班員出席延人員	68人	66人	62人	47人	31人
	三世代交流事業	実施延回数	3回	3回	2回	1回	0回
		参加者数	299人	551人	150人	112人	0人
		班員出席延人員	40人	44人	26人	10人	0人
	子育て支援事業	実施延回数	5回	6回	2回	8回	5回
		参加者数	107人	99人	22人	160人	81人
		班員出席延人員	27人	41人	13人	48人	32人
	その他	実施延回数	22回	35回	15回	20回	11回
		参加者数	487人	555人	277人	172人	0人
		班員出席延人員	135人	183人	110人	141人	58人

教育研修事業：講習会・講演会など教育・研修

第５章　成人保健事業

事業一覧表

※( )はページ数

- 第1節　健康教育(93)
  - 保健健康教育(93)
    - からだ改善！健康応援講座(93)
    - 健康増進普及月間(93)
    - 市民健康づくり講演会(94)
    - 健幸ウォーキング教室(94)
    - ヘルスアップ講座（みんなで健康マイスター養成講習）(95)
  - リハビリテーション・つどい(96)
    - 動いて健康！健康づくり教室(96)
    - 脊髄小脳変性症者のつどい(97)
  - 栄養健康教育(98)
    - ステキな大人の健康食教室(98)
    - ファミリー食育教室(98)
  - 食育推進(99)
    - 異世代料理教室(99)
    - 親子料理教室(99)
    - 郷土料理教室(100)
    - 食育月間イベント(100)
    - 食育講演会(101)
    - 食生活改善推進員育成講座(101)
    - 食育アドバイザー養成講座(102)
- 第2節　健康相談(103)
  - 総合相談事業(103)
  - 予約制健康相談(103)
  - 健診結果相談会(104)
  - 各種事業時相談(104)
- 第3節　依頼教育(105)
  - 依頼健康教育(105)
  - 障害者歯科指導(105)
  - 介護予防依頼教室(106)
- 第4節　訪問指導(107)
- 第5節　トコトコ健幸マイレージ事業(108)
- 第6節　歯科保健(111)
  - 成人歯科健康教室(111)
  - 歯周病予防教室(111)
  - 8020運動推進事業(112)
  - 歯と口の健康週間行事(112)
- 第7節　介護予防(113)
  - 失語症者のつどい(113)
  - 楽して健康食教室(114)
  - すこやか栄養教室（高齢者健康講座）(115)
  - 男性料理教室(116)
  - 元気歯つらつ教室(117)

第1節　健康教育

【 目　　的 】
　心身の健康についての自覚を高め、かつ健康の保持、増進、疾病予防に関する知識を普及啓発することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法、介護保険法（地域支援事業）

1 保健健康教育

(1)からだ改善！健康応援講座

【 目　　的 】
　健康診断結果の見かたを知り、食事診断や食材カードを使用した体験を通じ、生活習慣病予防の実践的知識を深める。各自目標を設定し、講座期間中に取り組むことで自身の生活習慣の改善を図る。

【 根拠法令 】
健康増進法

【 概　　要 】
対 象 者　　：生活習慣病予防に関心のある市民
定　　員　　：２０人
回　　数　　：２日間コースを５回 /年１０回
担　　当　　：保健師、栄養士

【 実　　績 】

参加者数（延）	～39歳、65歳～（延）	40～64歳（延）
95人	76人	19人

【 参　　考 】　　過去の参加状況

	R6	R5
参加者数（延）	123人	95人

(2)健康増進普及月間

【 目　　的 】
　国の定める健康増進普及月間に合わせ、市民に対して、保健センターにおける保健事業の周知および健康づくりに関する知識の普及啓発および実践を促進する。

【 概　　要 】
日　　程　　：令和７年９月２９日（月）・３０日（火）
会　　場　　：所沢市役所　市民ホール
内　　容　　：足指力測定、骨健康度測定、健康相談、パネル展示による各課の事業紹介および普及啓発
関 係 課　　：保健医療課、国民健康保険課
担　　当　　：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等

【 実　　績 】
来 場 者　　：延べ２９７人

(3)市民健康づくり講演会

【 目　　的 】

健康寿命の延伸に向け、市民が正しい知識を持ち、健康づくりへの取組みをすすめることを支援する。また、保健センターの機能や役割について周知する機会とする。

【 根拠法令 】

健康増進法

【 概　　要 】

日　　程　：令和８年１月１０日（土）
会　　場　：新所沢まちづくりセンター
内　　容　：講演　「がんが教えてくれたこと～自分に向き合って見つけた夢～」
　　講師　　木山　裕策　氏

【 実　　績 】

参加者数　：１４３人

(4)健幸ウォーキング教室

【 目　　的 】

ウォーキングの基礎や筋力トレーニングの習得により、長期的かつ効果的な健康づくり、および生活習慣病予防・改善や健康寿命の延伸につなげる。

【 根拠法令 】

健康増進法

【 概　　要 】

対 象 者　：７４歳以下で、以下の条件を満たす市民
　　（１）医師による運動制限がない方
　　（２）収縮期血圧１６０㎜Hg未満、拡張期血圧９５㎜Hg未満
定　　員　：２０人
内　　容　：ウォーキングの講話、ストレッチ運動及び筋力トレーニング、屋内ウォーキング
講　　師　　セントラルスポーツ株式会社　健康運動指導士
回　　数　：６回
担　　当　：保健師、理学療法士

【 実　　績 】

参加者数　：８４人

【 参　　考 】　　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（延）	78人	18人	91人	101人

(5)ヘルスアップ講座(みんなで健康マイスター養成講習)

【 目　　的 】

みんなで健康マイスター養成講習を修了し、次の行動に取り組むことを目的とする。

- 自らの健康のため、食や運動などの生活習慣の改善を実践すること。
- 生活習慣の改善に関する知識を家族や友人等に伝え、共有し、実践を促すこと。

【 根拠法令 】

第８次埼玉県地域保健医療計画（第４次埼玉県健康長寿計画）

【 概　　要 】

対 象 者　　：「ヘルスアップ講座」受講者、地区からの依頼教育への参加者等
担　　当　　：保健師、理学療法士
内　　容　　：「みんなで健康マイスター」に関する健康教育・修了テストを実施。受講者に養成講習修了証を発行。

【 実　　績 】

実施回数	参加者数
7回	134人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	135人	261人	77人	102人

２ リハビリテーション・つどい

(1)動いて健康！健康づくり教室

【 目　　的 】

疾病などで体を動かす事や外出することが困難な方に、運動と交流の場を提供することにより、体力の低下を予防し、社会参加を促す。

【 根拠法令 】

第２次所沢市保健医療計画（第３章第３節）

【 概　　要 】

対 象 者　：７４歳以下で、脳血管疾患や神経難病、整形外科疾患などがあり、活動の場を広げたい方、自主トレを学びたい方。身体的な理由で閉じこもりがちな方（先天性疾患、ひきこもりの方は除く）
＜膝関節痛編＞変形性膝関節症などにより膝関節痛があり、運動方法などを学びたい方
＜腰痛予防編＞腰痛があり、運動方法などを学びたい方

回　　数　：月２回・６か月間

場　　所　：保健センター・狭山ケ丘コミュニティセンター（膝痛予防編）

内　　容　：運動指導、自主トレ、体操、参加者同士の交流、生活習慣の見直し等

【 実　　績 】

①参加状況

	39歳以下		40～64歳		65歳以上		計	
実施回数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
24回	3人	20人	12人	26人	39人	127人	54人	173人

（内訳）参加状況　　（重複あり）

コース	実施回数	39歳以下		40～64歳		65歳以上		計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
6か月	20回	2	19	1	6	10	75	13	100
膝痛予防	2回	0	0	5	9	16	28	21	37
腰痛予防	2回	1	1	6	11	13	24	20	36

②参加者疾患（６か月コース）

脳梗塞	脳出血	難病	整形外科疾患	その他
1人	1人	5人	5人	1人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5
参加者数（延）	140人	90人

※令和4年度中止

(2)脊髄小脳変性症者のつどい

【 目　　的 】

身近で自主的に出かけられる場、同病者・家族間での情報交換の場とし、閉じこもり予防や介護負担軽減を図ると共に、少しでも健康的な生活を送れるように支援することを目的とする。

【 根拠法令 】

地域保健法

【 概　　要 】

対 象 者　　：市内在住の脊髄小脳変性症者
回　　数　　：３か月に１回の４回（６月、９月、１２月、３月）
場　　所　　：保健センター
内　　容　　：話し合い・情報交換・講話等

【 実　　績 】

	当事者	（再掲）当事者年齢内訳			家族	その他	計
		39歳以下	40～64歳	65歳以上			
実人数	11人	0人	1人	10人	7人	3人	21人
延人数	27人	0人	3人	24人	20人	4人	51人

※うち新規参加者3人

【 参　　考 】　　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（延）	43人	37人	32人	17人

３ 栄養健康教育

(1)ステキな大人の健康食教室

【 目　　的 】

野菜摂取量の増加、果物摂取量の改善、減塩等の健康増進効果について普及・啓発を行うことにより、市民の健康意識の向上を図り、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「バランスの良い食生活の普及」及び市民の健康増進に資することを目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法、食育基本法

【 概　　要 】

対 象 者　　：６５歳未満の市民
定　　員　　：２４人
回　　数　　：年８回
実施場所　　：保健センター
内　　容　　：講話と調理実習

【 実　　績 】

参加者数：１３９人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	143人	99人	115人	78人

(2)ファミリー食育教室

【 目　　的 】

乳幼児期から青年期の子のいる家庭や、児童・生徒向けに食に関する知識を普及することにより、家庭の食事を通じてバランスのとれた食習慣への意識を自然に高め、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「バランスの良い食生活の普及」及び市民の健康増進に資することを目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法、食育基本法

【 概　　要 】

対 象 者　　：①ファミリー食育教室
　　市民で、乳幼児期から青年期（概ね１歳～１８歳）の子の保護者。
　　②ジュニアクッキング教室
　　１０歳～１８歳の市民
定　　員　　：①２０人　　②２４人
回　　数　　：①５回　　②４回
実施場所　　：保健センター
内　　容　　：講話と調理実習

【 実　　績 】

	参加者数（大人）	参加者数（こども）	計
①　ファミリー食育教室	56人		56人
②　ジュニアクッキング教室		89人	89人
計	56人	89人	145人

【 参　　考 】　過去の参加状況　　*令和７年度から参加者数のみ記載

	R6	R5	R4	R3
参加組数	102組	90組	80組	68組
参加者数	217人	194人	140人	100人

4 食育推進

【 目　　的 】
　市民一人ひとりが、食を通して生涯に渡って健全な心身を培い、豊かな人間性を営むことができるよう、所沢市保健医療計画(所沢市食育プラン)に基づいた食育の推進を目的とする。

【 根拠法令 】
食育基本法

(1)異世代料理教室

【 目　　的 】
　バランスの取れた食事を規則正しくとれること、生活リズムが規則正しくなること、自分が健康であると感じられること等の共食で得られる効果を広く市民に普及し、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「食育の推進」及び市民の健康増進に資することを目的とする。

【 概　　要 】
対 象 者　　：５歳以上（幼児・児童・生徒・青年期)の孫と祖母または祖父（中高年期）
定　　員　　：２０組
回　　数　　：１回
実施場所　　：保健センター
内　　容　　：講話と調理実習

【 実　　績 】

参加組数	参加者数
14組	28人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加組数	20組	12組	7組	2組
参加者数	40人	24人	13人	4人

(2)親子料理教室

【 目　　的 】
　バランスの取れた食事を規則正しくとれること、生活リズムが規則正しくなること、自分が健康であると感じられること等の共食で得られる効果を広く市民に普及し、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「食育の推進」及び市民の健康増進に資することを目的とする。

【 概　　要 】
対 象 者　　：小学生（児童）とその親（中高年期）
定　　員　　：２０組　（親子）
回　　数　　：２回
実施場所　　：保健センター
内　　容　　：講話と調理実習

【 実　　績 】

参加組数	参加者数
32組	75人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加組数	34組	26組	14組	9組
参加者数	74人	57人	30人	21人

(3)郷土料理教室

【 目　　的 】

地元で採れる食材を生かした郷土料理や、伝統的な所沢の食文化を幅広い世代に普及することで、地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法等を継承する機会を増やし、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「食育の推進」及び市民の健康増進に資することを目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　：①郷土料理教室
５歳以上の市民（１１月１４日「県民の日」開催）
１８歳以上の市民（その他の開催日）

②手作り発酵教室
５歳以上の市民

定　　員　：１５～３６人（会場により異なる）

回　　数　：①５回　②２回(コース制)

実施場所　：①保健センター、所沢まちづくりセンター、
狭山ケ丘コミュニティセンター、吾妻まちづくりセンター
②保健センター

内　　容　：講話と調理実習

【 実　　績 】

①郷土料理教室　　参加者数 ：７５人

②手作り発酵教室　　参加者数 ：６１人

【 参　　考 】　　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	75人	68人	36人	中止

(4)食育月間イベント

【 目　　的 】

食育基本法及び食育推進計画に定める食育月間の期間中にイベントによる周知啓発活動を実施することで、市民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促すこと、分野や地域をこえた食育のネットワークの基盤を確立し、各関係機関や地域のつながりを強化することを目的とする。

【 概　　要 】

日　　程　：令和７年６月１８日（水）・１９日（木）

対 象 者　：市民

会　　場　：所沢市役所　市民ホール

内　　容　：「トコろんとまなぼう！食育展×SDGｓ」をテーマとした展示、栄養相談、ベジチェック等測定

【 実　　績 】

参加者数　：２４８人　　※　２日間の計測利用者数

【 参　　考 】　　過去の参加状況　*令和４年度はパネル展示のみのため計測なし。

	R6	R5	R4	R3
参加者数	250人	173人	―	中止

(5)食育講演会

【 目　　的 】

所沢市保健医療計画に基づき、広く市民が参加できる講演会形式で栄養・食生活に関する講話を行うことで、食育に関心を持っている市民を増やし、もって市民の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

【 概　　要 】

日　　程　：令和７年１１月１１日（火）
対 象 者　：市民
定　　員　：１００人
実施場所　：保健センター
内　　容　：講話「これはおもしろい！発酵食文化～あなたは赤みそと白みその違いを知っていますか？～」
講師　東京農業大学　教授　　前橋　健二氏
※講演中に、保育スタッフによる保育預かりを実施。

【 実　　績 】

参加者数　：１３３人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	78人	113人	中止	28人

(6)食生活改善推進員育成講座

【 目　　的 】

所沢市食生活改善推進員協議会の役割である地域住民への食生活改善に関する知識の普及活動を支援するため、会員の栄養・食生活に関する知識等の習得を助け、もって地域住民へ食育に関する知識を普及することを目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　：食生活改善推進員
定　　員　：各地区食生活改善推進員数
回　　数　：２回または３回
＊3回目は隔年開催とし、開催しない年は食育アドバイザー養成講座を開催。
会　　場　：保健センター
内　　容　：講話・調理実習

【 実　　績 】

参加者数　：６１人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	101人	68人	115人	24人

(7)食育アドバイザー養成講座

【 目　　的 】

地域における食育推進の担い手である食生活改善推進員の高齢化や推進員の減少が見られることから、地域住民に対して栄養改善、食生活改善を普及するとともに、新たに推進員となるきっかけを提供し、推進員の増加を図ることを目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　　：市民
定　　員　　：２４人
回　　数　　：４回（隔年実施）
会　　場　　：保健センター
担　　当　　：栄養士・保健師
内　　容　　：講話・調理実習

【 実　　績 】

参加者数　　：９８人

【 参　　考 】　　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	実施なし	121人	実施なし	59人

＜ 参考 ＞ 食生活改善推進員リーダー研修会

【 目　　的 】

食生活改善推進員協議会の各地区のリーダーを対象に、食生活改善推進員協議会が実施するもの。食育・生活習慣病予防に関するテーマで、リーダーが推進員を指導する際に必要な教育を行う。リーダーは本研修後、推進員全員に地区伝達講習会を通して知識を伝達し、さらに推進員から地域住民に対して栄養改善、食生活改善を波及させることを目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　　：食生活改善推進員協議会の会員であって、各地区の代表者
定　　員　　：各地区５～６人（５地区リーダー役員）
回　　数　　：３回
会　　場　　：保健センター
内　　容　　：講話と調理実習

【 実　　績 】

参加者数　　：５７人

【 参　　考 】　　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	95人	93人	99人	79人

第2節　健康相談

1　総合相談事業

【 目　　的 】
　市民に、より高度な保健福祉サービスを提供するため、保健・福祉・医療の連携を図り、総合的な相談、指導、情報提供を行う窓口として設置した。

【 根拠法令 】
健康増進法、介護保険法（地域支援事業）

【 概　　要 】
担　　当　　：保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士
内　　容　　：健康に関する様々な疑問や悩みの相談について、電話、面接で相談

【 実　　績 】

	39歳以下、65歳以上	40～64歳	計
来　所	96件	59件	155件
電　話	607件	467件	1,074件
計	703件	526件	1,229件

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
相談件数（計）	1,421件	1,183件	1,580件	1,840件

2　予約制健康相談

【 目　　的 】
　心身の健康に関する個別の健康相談に応じて、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法

【 概　　要 】
会　　場　　：保健センター
担　　当　　：保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士
回　　数　　：健康相談：月３回（保健師・栄養士）
　　栄養相談：週１回
　　理学療法士による相談：月３回
　　歯科相談：月１回

【 実　　績 】

	開設回数	実施回数	相談者数		
			39歳以下、65歳以上	40～64歳	計
健 康 相 談	37回	28回	31人	13人	44人
栄 養 相 談	49回	20回	15人	11人	26人
理学療法士による相談	40回	40回	61人	12人	73人
歯 科 相 談	12回	0回	0人	0人	0人
計	138回	88回	107人	36人	143人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
相談者数（計）	134人	116人	143人	133人

３ 健診結果相談会

【 目　　的 】

健康診断の結果及び心身の健康に関する個別の健康相談に応じて、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

【 概　　要 】

対 象 者　　：市民
担　　当　　：保健師、栄養士
内　　容　　：健康診断の結果に関する相談等（個別相談）、血管年齢測定、足指力測定

【 実　　績 】

実施回数	参加者(延)
6回	152人

４ 各種事業時相談

乳幼児健康相談会場での保護者を対象にした健康相談

【 目　　的 】

若い世代からの健康づくりの一環として、乳幼児健康相談を利用する保護者を対象に、健診・検診等健康づくり事業の周知や相談を行い、子育て中の親の健康づくりを支援する。

【 概　　要 】

対 象 者　　：乳幼児健康相談を利用する保護者
担　　当　　：理学療法士
内　　容　　：健診・検診事業等の周知および個別相談

【 実　　績 】

実施回数	相談者数
6回	19人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
相談者数（延）	18人	22人	中止	中止

第3節　依頼教育

第２次所沢市保健医療計画の内容を踏まえ、健康課題に基づき、地域住民や団体等からの依頼、協働で健康教育を実施した。

【 根拠法令 】
健康増進法、介護保険法（地域支援事業）、食育基本法
歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例　第８条

【 実　　績 】 １～３の合計

実施回数	参加者数
101回	2,723人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	2,509	2,065人	1,288人	738人

１ 依頼健康教育

地域住民等からの依頼により、生活習慣病予防、転倒予防、歯周病予防等について保健師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士が健康教育を実施した。成人保健教育（保健師、理学療法士）、栄養教育（栄養士）、歯科教育（歯科衛生士）に分類。

【 実　　績 】

	実施回数	参加者数
成人保健教育	37回	1,443人
(再掲)理学療法士教育	7回	384人
栄 養 教 育	13回	323人
歯 科 教 育	7回	194人
計	57回	1,960人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	1,829人	1,729人	1,008人	1,047人

２ 障害者歯科指導

障害者施設からの依頼を受けて、施設の嘱託医師による歯科検診後の歯みがき指導を実施。

	施設数	参加者の年齢構成		
		39歳以下、65歳以上	40～64歳	計
障害者施設	5	89人	62人	151人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	147人	154人	169人	174人

３ 介護予防依頼教室

地域包括支援センター、高齢者支援課等からの依頼による、フレイル予防、歯周病予防、低栄養等をテーマとした健康教育や介護予防教室。

【 概　　要 】

担　　当　　：保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士

【 実　　績 】

	実施回数	参加者数（延）
保 健 教 育	24回	350人
栄 養 教 育	11回	187人
歯 科 教 育	4回	75人
計	39回	612人

＊実施回数のうち、多職種による教育は９回行った。

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	533人	136人	58人	実施なし

第4節　訪問指導

【 目　　的 】

家庭において療養上の保健指導が必要な者に対して保健師等が訪問し、その健康上に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下防止及び健康増進を図ることを目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法、介護保険法（地域支援事業）

【 概　　要 】

対 象 者　　：下記のいずれかに該当する市民

・家庭において寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にある者
・健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められる者
・介護予防上訪問指導が必要と認められる者

担　　当　　：保健師、看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士

【 実　　績 】

訪問対象者別訪問件数

		40歳～64歳		その他		計	
対象者		実	延	実	延	実	延
要指導者		0件	0件	－	－	0件	0件
個別健康教育対象者		0件	0件	－	－	0件	0件
閉じこもり予防		3件	8件	－	－	3件	8件
介護家族者		1件	1件	－	－	1件	1件
寝たきり者		0件	0件	－	－	0件	0件
寝たきり者（再掲）	口腔衛生指導	0件	0件	－	－	0件	0件
	栄養指導	0件	0件	－	－	0件	0件
認知症者		0件	0件	－	－	0件	0件
その他（健康増進）		10件	18件	－	－	10件	18件
難 病		1件	2件	6件	10件	7件	12件
その他（地域保健）		－	－	12件	18件	12件	18件
計		15件	29件	18件	28件	33件	57件
年齢構成別割合		45.5%	50.9%	54.5%	49.1%	－	－

※対象者については、地域保健・健康増進事業報告に基づいて分類した。
※精神保健福祉に関する訪問は、その他に含む。

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
訪問件数（延・全対象者 計）	47件	25件	34件	75件

訪問指導従事者別　※重複あり

保健師	看護師	栄養士	歯科衛生士	理学療法士	計
38件	5件	2件	0件	12件	57件

第5節　トコトコ健幸マイレージ事業

【 目　　的 】

「中之条研究」に基づく「一日に８，０００歩を歩くこと」「内２０分は速歩きなどの中強度の活動をすること」を推奨し、歩くことを中心とした運動の継続を支援することで、健康の保持・増進、疾病予防、健康寿命の延伸を目的とする。

【 根拠法令 】

健康増進法

【 概　　要 】

本事業は埼玉県の健康マイレージ事業を活用し、スマートフォンの専用アプリ「ＡＬＫＯＯ」を使用して実施する。アプリから随時、参加可能であり、気軽に始められる歩くことを中心に、現役世代を含めた幅広い層の市民が楽しみながら健康づくりを継続できるよう支援する。

対　　象　：１８歳以上の市民

参加方法　：スマートフォンに「ＡＬＫＯＯ」アプリをインストールし、氏名・住所・電話番号等を登録する。

アプリの特徴：● 利便性の向上

「ＡＬＫＯＯ」アプリのインストールされたスマートフォンを持ち歩くことで日常の歩数が記録されるため、専用の歩数計等を使わず、いつでも手軽に事業に参加できる。

● 継続のしやすさ

自分の運動データをアプリ上でいつでも確認でき、他者の歩数との比較も可能である。アプリで自分自身の努力の積み重ねの見える化を図るとともに、他の参加者の歩数との比較により、取り組みへの意欲の維持・向上が期待できる。

● 楽しめる機能

アプリ上でウォークラリーやスタンプラリーに参加できるほか、年に４回、抽選で県の景品が当たるなど、楽しみながら運動を継続できる機能が充実している。

事業費の節減：埼玉県の健康マイレージ事業を活用することで、事業実施に係る経費等を県や他の参加自治体等と分担しており、事業費を節減している。

【 実　　績 】

参加者数　　：埼玉県健康長寿課より送付される申込件数一覧表より。各年度末時点。

	R7	R6	R5	R4	R3
歩数計			3,023人	2,973人	2,470人
アプリ	10,458人	9,325人	11,715人	10,825人	8,282人
計	10,458人	9,325人	14,738人	13,798人	10,752人
増減数	1,133人	-5,413人	940人	3,046人	4,089人

※令和５年度は、コバトン健康マイレージ事業の終了により、２月末時点最終報告値。

令和６年度は事業をリニューアルしたため、参加者を再度募集している。

※所沢市の参加者数は、県内参加市町村で第１位。

一人一日当たり平均歩数

	R7	R6	R5	R4	R3
平均歩数	6,185歩	6,374歩	7,231歩	7,201歩	7,029歩

(1)市独自の景品事業

【 概　　要 】

県の景品とは別に、市独自の景品事業を実施。歩数だけでなく、市の健康事業への参加でも市独自ポイントを付与し、たまったポイントで景品が獲得できる抽選を実施している。参加者からの申込み等は不要。

景品内容　　：市内協力飲食店等（令和７年度は２６店舗）で使用できる２，０００円分の食事券１，４００人分　※有効期間は令和８年６月末まで。

抽選回数　　：年１回実施（２月）

抽選方法　　：２月～１月末までに市独自ポイントが１５０ポイント以上貯まった参加者及び期間中に新規登録した参加者を対象として抽選を実施。

市独自ポイント：●歩数アップポイント

前月と当月の１日当たりの平均歩数を比較して増加した場合、または当月の平均歩数が８，０００歩に到達した場合、１０ポイントを付与

●続けて参加ポイント

２，０００歩以上歩いた日が１日以上ある場合、またはイベント対象事業に参加した場合、１０ポイントを付与

●イベント参加ポイント

市が指定する健康づくり事業に参加した場合、１０ポイントを付与

抽選結果

	R7	R6	R5	R4	R3
1月末時点参加者数	9,976人	8,479人	14,143人	12,472人	9,145人
抽選対象者数	6,915人	6,950人	6,477人	5,801人	4,314人
当選者数	1,400人	1,400人	4,900人	4,200人	3,850人
全参加者に対する当選率	14.0%	16.5%	34.6%	33.7%	42.1%
抽選対象者に対する当選率	20.2%	20.1%	75.7%	72.4%	89.2%
協力飲食店数	26店舗	24店舗	24店舗	22店舗	20店舗
利用率※	92.8%	99.9%	96.6%	93.2%	93.8%

※食事券の郵送不達分を除いて算出。

(2)ウォーキング促進強化月間

【 概　　要 】

期間中の平均歩数を基準とした景品抽選を実施することで、平均歩数の増加を図った。また、強化月間をきっかけとしてトコトコ健幸マイレージへの参加を促している。

実施時期　　：１０月～１２月の３か月間

景品内容　　：ＱＵＯカード

抽選回数　　：年１回実施（１月）

抽選方法　　：期間中の１か月ごとに、一日当たり平均歩数７，１００歩以上達成で１口、８，０００歩以上達成でさらに１口、抽選に参加する権利を付与する。最大６口で抽選に参加ができ、参加者からの申込み等は不要。

抽選結果

	R7	R6	R5	R4	R3
条件達成者数	2,719人	2,585人	―	―	―
抽選口数	11,315口	5,867口	―	―	―
当選数	35人	14人	―	―	―

※令和６年度から実施。

(3)アンケート調査

【 概　　要 】

トコトコ健幸マイレージ事業の参加者に対して、事業参加後における状況と意識についてのアンケート調査を実施した。参加者のうちメールアドレスを保有する９，９７６人を対象とした。

実施時期　　：２月～３月の１か月間
回答方法　　：電子申請による回答
回答結果　　：回答数６４７件
回答内訳　　：※　複数回答可

① ストレス解消（２５．８％）
② 身体機能の維持または筋力向上（１８．４％）
③ 生活習慣病や肥満の予防・改善（１３．３％）
④ 美容や健康の維持（９．６％）
⑤ スタイルの維持・改善（３．７％）
⑥ 特になし（２６．３％）
⑦ その他（６．４％）

第6節　歯科保健

1 成人歯科健康教室

【 目　　的 】
　食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむことができるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法
歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例　第８条

【 概　　要 】
対 象 者　　：市民（３回：成人、１回：小学生と保護者）
回　　数　　：年４回
実施場所　　：保健センター
担　　当　　：歯科医師、歯科衛生士
定　　員　　：２０人（３回：２０人、１回：１５組）
内　　容　　：講話､歯科相談､歯周病セルフチェック、効果的な歯みがき方法等

【 実　　績 】

児童	39歳以下	40～64歳	65歳以上	参加者計
11人	2人	22人	36人	71人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	73人	62人	57人	44人

2 歯周病予防教室

【 目　　的 】
　歯科医師が歯肉の健康状態をチェックすることで、食物の咀嚼のほか歯の喪失を予防することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法
歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例　第８条

【 概　　要 】
対 象 者　　：市民（成人）
回　　数　　：年２回
実施場所　　：保健センター
担　　当　　：歯科医師､歯科衛生士
定　　員　　：３０人
内　　容　　：歯肉の健康状態チェック、歯みがき方法の説明

【 実　　績 】

39歳以下	40～64歳	65歳以上	参加者計
2人	17人	37人	56人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（計）	53人	44人	35人	34人

３ 8020運動推進事業

【 目　　的 】
　８０歳になっても歯を健康に保つために努力をしてきた方を表彰することにより、生涯を通じた歯の健康づくりを推進することを目的とする。

【 根拠法令 】
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例　第８条

【 概　　要 】
対 象 者　　：埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施した「埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診」を８０歳で受診した方
内　　容　　：第３０回所沢市８０２０よい歯の表彰

【 実　　績 】
①審査（書類選考）
　日　　程　　：令和７年７月２５日（金）
　場　　所　　：塩原歯科医院
　対 象 者　　：令和６年度に健康長寿歯科健診を８０歳で受診した３０７名
②表彰
　内　　容　　：第３０回所沢市８０２０よい歯の表彰　優秀者３名
　　賞状、市長あいさつ文、記念品を郵送
③実施状況

	R7	R6	R5	R4
対象者数	307人	341人	399人	636人
優秀者数	3人	3人	3人	3人
優良者数	―	21人	22人	21人

４ 歯と口の健康週間行事

【 目　　的 】
　歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに、市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【 根拠法令 】
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例　第８条

【 概　　要 】
対 象 者　　：市民
回　　数　　：年１回
実施場所　　：保健センター
担　　当　　：歯科医師､歯科衛生士、保健師、栄養士、事務職
内　　容　　：歯科健診と説明、歯みがき指導、相談（矯正・歯科・栄養）、フッ化物塗布（２歳～小学生）、ＡＥＤ体験、測定（血管年齢、ベジチェック、ＡＧＥｓ糖化）、食育コーナー、トコトコ健幸マイレージ啓発、咀嚼チェックガム、パントマイム、トコろん着ぐるみ、バルーンアート

【 実　　績 】

来場者数	歯科健診	相談	歯みがき	フッ化物塗布	AED体験	血管年齢	ベジチェック	AGEs	食育	咀嚼ガム
236人	144人	27人	144人	82人	51人	64人	65人	65人	60人	41人

【 参　　考 】　過去の実施状況

	R6	R5	R4	R3
来場者数	141人	中止	中止	中止

第7節　介護予防

【 目　　的 】
　心身の健康についての自覚を高め、かつ健康の保持、増進、疾病予防に関する知識を普及啓発することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法、介護保険法（地域支援事業）

1 失語症者のつどい

【 目　　的 】
　リハビリテーション事業の一環として、脳卒中等の後遺症による失語症者に対し、身体面、精神面の回復を支援するとともに、家族及び地域住民が、失語症についての知識と理解を深めることを目的とする。

【 根拠法令 】
介護保険法（地域支援事業）

【 概　　要 】
対 象 者　　：市内在住の４０歳以上の失語症者
回　　数　　：６回
場　　所　　：保健センター
内　　容　　：・言語聴覚士のリードで、失語症者とボランティアのグループ活動
　　・健康相談・家族相談、家族への支援
　　・啓発、ボランティア育成（つどい当日のスタッフミーティングの充実）

【 実　　績 】

	当事者	家族	ボランティア	その他	計
実人数	14人	11人	13人	10人	48人
延人数	51人	37人	49人	14人	151人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
人数(延・計)	150人	84人	74人	中止

２ 楽して健康食教室

【 目　　的 】
　高齢者の栄養状態の改善及び健康意識の向上を図り、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「適正体重を維持するための知識の普及」及び介護予防に資することを目的とする。

【 根拠法令 】
介護保険法（地域支援事業）、食育基本法

【 概　　要 】
対 象 者　：６５歳以上の市民
定　　員　：３６人
回　　数　：年７回（全６回のコース制の栄養教室と「修了生の集い」１回）
実施場所　：保健センター
担　　当　：栄養士・理学療法士
内　　容　：全６回のコース制で栄養についての講話と調理実習、うち１回は理学療法士による運動教室を実施。令和６年度まで運動教室はフォローアップ事業（コースの最終回）で行っていたが、令和７年度からコースの２回目に前倒して実施。

「修了生の集い」は、健康づくりのモチベーション維持のための講話と調理実習を実施。

【 実　　績 】
参加者数（延）　：１２７人
修了生の集い　　：２６人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	217人	197人	179人	148人

*令和４年度までは「修了生の集い」はなし。

３ すこやか栄養教室（高齢者健康講座）

【 目　　的 】

フレイル予防に大切な食事、口腔ケア、身体活動、生活習慣の改善に関する教室を実施することにより、高齢者の栄養状態の改善及び健康意識の向上を図り、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「適正体重を維持するための知識の普及」及び介護予防に資することを目的とする。

【 根拠法令 】

介護保険法（地域支援事業）、食育基本法

【 概　　要 】

対 象 者　：６５歳以上の市民
定　　員　：１２～２０人（会場により異なる）
回　　数　：年１３回
実施場所　：①まちづくりセンター（所沢、小手指分館、山口、柳瀬、三ケ島、松井、吾妻、並木）
②保健センター、富岡まちづくりセンター、新所沢まちづくりセンター、狭山ケ丘コミュニティセンター
担　　当　：栄養士・歯科衛生士・理学療法士・保健師
内　　容　：①栄養・歯科・理学療法士・保健師の講話・試食
②栄養士による講話・調理実習

【 実　　績 】

	内容	回数	参加者数
① まちづくりセンター（所沢、小手指分館、山口、柳瀬、三ケ島、松井、吾妻、並木）＊	講話・試食	8回	59人
② 保健センター（2回） まちづくりセンター（富岡、新所沢）＊ 狭山ケ丘コミュニティセンター＊	講話・調理実習	5回	65人
	計	13回	124人

＊保健センターを除き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に報告。
実績のうち、一体的実施報告数　…　11回　80人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	278人	169人	156人	147人

４ 男性料理教室

【 目　　的 】
「男性料理教室」を実施することにより、自身で調理する習慣のない男性に家庭での調理を促すとともに健康意識の向上を図り、もって保健医療計画「栄養・食生活」に定める「バランスの良い食生活の普及」及び介護予防に資することを目的とする。

【 根拠法令 】
健康増進法、介護保険法（地域支援事業）、食育基本法

【 概　　要 】
対 象 者　　：調理が初心者の男性
定　　員　　：２４人
回　　数　　：１コース全６回
実施場所　　：保健センター
内　　容　　：講話（テキスト「まるごと食生活ガイド」をもとに生活習慣病について）と調理実習

【 実　　績 】
参加者数（延）　　：１２８人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数	124人	122人	80人	68人

５ 元気歯つらつ教室

【 目　　的 】
　高齢者を対象に、介護予防の口腔機能の維持・向上に関する講話・相談等を実施することにより、健全な口腔機能と良好な口腔衛生状態を保つことを目的とする。

【 根拠法令 】
介護保険法（地域支援事業）
歯科口腔保健の推進に関する法律　第７条
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例　第８条

【 概　　要 】
対 象 者　　：６５歳以上の市民
回　　数　　：２日間１コースを年２回
実施場所　　：保健センター
担　　当　　：歯科医師、歯科衛生士
定　　員　　：２０人
内　　容　　：講話、健口体操、歯みがき方法の説明、歯科相談

【 実　　績 】　　参加者計 ６９人
①１回目　（秋のコース）

	65～69歳	70～74歳	75歳以上	参加者計
１日目	6人	4人	11人	21人
２日目	5人	3人	11人	19人
計	11人	7人	22人	40人

②２回目　（春のコース）

	65～69歳	70～74歳	75歳以上	参加者計
１日目	3人	4人	8人	15人
２日目	4人	2人	8人	14人
計	7人	6人	16人	29人

【 参　　考 】　過去の参加状況

	R6	R5	R4	R3
参加者数（秋・春コース 計）	52人	45人	44人	29人

令和7年度
公衆衛生活動のあゆみ（第49巻）

令和８年８月発行
発行／編集　　所沢市健康推進部保健医療課
〒359-8501
埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１
TEL ０４－２９９８－９３８５